

# 令和4年第5回美幌町議会定例会会議録

令和4年6月21日 開会

令和4年6月23日 閉会

令和4年6月23日 第3号

## ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
(諸般の報告)
- 日程第 2 一般質問 9番 稲垣 淳一 君  
3番 大江 道男 君
- 日程第 3 報告第 8号 美幌町議会運営委員会事務調査結果報告について
- 日程第 4 報告第 9号 美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会事務調査結果報告について
- 日程第 5 承認第 12号 専決処分承認について [令和4年度美幌町一般会計補正予算(第1号)]
- 日程第 6 同意第 4号 美幌町教育委員会教育長の任命について
- 日程第 7 同意第 5号 美幌町教育委員会委員の任命について
- 日程第 8 議案第 32号 動産の取得について [除雪グレーダ(サイドウイング付)]
- 日程第 9 議案第 33号 動産の取得について [各小中学校用電子黒板一式]
- 日程第 10 議案第 34号 動産の取得について [各中学校校務用端末一式]
- 日程第 11 議案第 35号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 12 議案第 36号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 日程第 13 議案第 37号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 日程第 14 議案第 38号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 日程第 15 議案第 39号 美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について
- 日程第 16 議案第 40号 美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 17 議案第 41号 美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 18 議案第 42号 令和4年度美幌町一般会計補正予算(第2号)について

## ○日程追加事件

- 追加日程第 1 議案第 43号 令和4年度美幌町一般会計補正予算(第3号)について

## ○議事日程

- 日程第 19 意見書案第 2号 中華人民共和国による人権問題に対する調査及び抗議を求める意見書について
- 日程第 20 意見書案第 3号 補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴(児)者への支援拡充を求める意見書について
- 日程第 21 意見書案第 4号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書について
- 日程第 22 意見書案第 5号 森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実・強化を求める意見書について
- 日程第 23 意見書案第 6号 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入中止を求める意見書について
- 日程第 24 意見書案第 7号 水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書について

- 日程第25 意見書案第8号 食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書について
- 日程第26 意見書案第9号 2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書について
- 日程第27 意見書案第10号 地方財政の充実・強化に関する意見書について
- 日程第28 意見書案第11号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書について
- 日程第29 意見書案第12号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について
- 日程第30 報告第10号 令和3年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について
- 日程第31 報告第11号 令和3年度美幌町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について
- 日程第32 報告第12号 令和3年度美幌町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第33 報告第13号 一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について
- 日程第34 報告第14号 専決処分 の報告について（町道第1号道路歩道上の対物破損事故による損害賠償）
- 日程第35 報告第15号 専決処分 の報告について（工事請負契約の一部変更）
- 日程第36 報告第16号 例月出納検査報告について（2月～4月分）
- 日程第37 閉会中の継続調査について

#### ○出席議員

1番 戸澤義典君	2番 藤原公一君
3番 大江道男君	4番 高橋秀明君
5番 木村利昭君	6番 伊藤伸司君
7番 坂田美栄子君	副議長 8番 岡本美代子君
9番 稲垣淳一君	10番 古舘繁夫君
11番 上杉晃央君	12番 松浦和浩君
13番 馬場博美君	議長 14番 大原昇君

#### ○欠席議員

なし

#### ○地方自治法第121条第1項の規定による出席説明員

美幌町長 平野浩司君	教育委員会 会長 矢萩浩君
監査委員 高木清君	

#### ○地方自治法第121条第1項の規定による出席受任説明員

副町長 高崎利明君	総務部長 小室保男君
町民生活部長 関弘法君	福祉部長 河端勲君
経済部長 後藤秀人君	建設部長 那須清二君

病院事務長	但馬憲司君	事務連絡室長	志賀壽君
会計管理者	田中三智雄君	総務課長	斉藤浩司君
危機対策課長	弓山俊君	政策課長	沖崎寿和君
財務課長	吉田善一君	町民活動課長	佐久間大樹君
戸籍保険課長	佐々木 斉君	税務課長	松尾まゆみ君
選挙管理委員会事務局長			
社会福祉課長	水上修一君	保健福祉課長	中尾 亘君
農林政策課長	橋本 勝君	耕地林務主幹	伊藤 寿君
農業委員会事務局長			
みらい農業課長	午来 博君	商工観光課長	影山俊幸君
建設課長	森口尚博君	建築主幹	宮田英和君
環境管理課長	鶴田雅規君	上下水道課長	石山隆信君
病院総務課長	以頭隆志君	地域医療連携課長	高山吉春君
事務連絡室次長	横山聖二君	教育部長	高遠藤明君
学校教育課長	多田敏明君	学校給食課長	片平英樹君
社会教育課長	立花良行君	スポーツ振興課長	浅野謙司君
博物館課長	鬼丸和幸君	監査委員事務局長	遠 國 求君
監査委員事務局次長	小室秀隆君		

○議会事務局出席者

事務局長	遠國 求君	次 長	小室秀隆君
庶務係長	村田 剛君	庶 務 係	金子未准君

午前10時00分 開議

◎開議宣告

○議長（大原 昇君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これから令和4年第5回美幌町議会定例会、第3日目の会議を開きます。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 昇君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番上杉晃央さん、12番松浦和浩さんを指名します。

---

◎諸般の報告

○議長（大原 昇君） 諸般の報告を行います。

諸般の報告については、事務局長から報告させます。

○事務局長（遠國 求君） 諸般の報告を申し上げます。

本日の会議につきましては、御手元に配付しております議事日程のとおりであります。

朗読については省略させていただきます。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づく出席説明員につきましては、第1日目と同様でありますので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第2 一般質問

○議長（大原 昇君） 日程第2 一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順により発言を許します。

9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君）〔登壇〕 それでは、先に通告してありますとおり、大きく3点、質問をさせていただきます。

まず1点目ではありますが、新型コロナへの対応についてということでもあります。

コロナ禍における各種事業、イベント開催の考え方についてお尋ねいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されて、2年が経過いたしました。

新型コロナウイルス感染症対策の名のもとに、日常生活が一変いたしました。

仕事の在り方、学校生活、各種イベントの自粛、自治会活動の自粛、飲食等の全てにおいて非日常の暮らしを余儀なくされました。

今では、複数回に及ぶワクチン接種の実施や感染症対策の徹底と、暮らしにコロナ対策が日常化してきています。

無論、慣れによる気の緩みはあってはなりません、皆、日常生活を取り戻すべく努力を重ねているところであります。

夏冬を通して、各種イベントが盛んな当町ですが、早々に美幌観光和牛まつりの開催中止、次いで美幌ふるさと祭りの中止が発表され、さらに、冬まつりにおいてもコロナにより2年連続で中止したところであります。

地域における各種会合はもとより、学校、企業、商店街のイベントも鳴りを潜めています。

町民の生活、地域の経済への影響を注視しつつ、状況に応じて追加の対策を講じるなど、感染拡大の防止と社会経済活動の回復に全力を尽くしていくと、町長が述べておりますが、今年もこのまま暮らしに耐えてやり過ごしていくのか、積極的に対策を打っていくのか、現在の考えをお示してください。

2点目、教育行政についてであります。美幌高校の魅力化向上への施策について

であります。

本年6月7日、北海道教育委員会は、2023年から25年度の公立高校配置計画案を公表し、美幌高校の農業関連2学科の再編による1学級減が改めて示されました。

このことに対し矢萩教育長は、「残念だがやむを得ない」とした上で、「これが発展的な再編につながれば美幌高校の魅力を高める様々な取組が着実に進むことを願う」と、新聞にコメントを発表されていました。

これまで様々な施策を打ってきましたが、令和4年度に美幌高校に入学した生徒数は、普通科80名定員に対し35名、生産環境科学科40名に対し15名、地域資源応用科40名に対し17名、合計67名の新生を迎えることとなりました。

本町は、令和4年度に美幌高等学校教育支援事業補助金として、912万1,000円の予算を計上いたしました。

多岐にわたる補助内容は、入学生はもとより在校生にも美幌高校で学ぶことへの意欲の増大に大いに寄与していることと思います。

さらに、本年は地域みらい留学という制度を活用して、道外より2名の方が入学されました。

現在もこの取組に対し、約60件の引き合いがあると聞いております。

来年度も大いに期待が持てるところであります。

女子生徒からの引き合いも多いと聞いておりますが、現在は男子寮しかないため、女子生徒は下宿生活を送っています。

女子生徒に安心安全な住環境をどう提供できるのかは甚だ不安であります。居住先が見つからず、入学を諦めた生徒もいるという話もあります。

ぜひとも、町外から入学を希望する生徒が快適に暮らせる環境を整えられるよう、寮の新築または改築に向けて道教委に交渉

を進めていくべきものと考えますが、美幌町の考えをお示してください。

また、間口減は職員数の削減を意味し、学校運営に大きな影響が考えられます。

魅力アップを推進する学校にとって致命的な話です。

新たな方策を考えて対処しなくてはならないと思います。

様々な手法を用いて、オホーツク地域の人材育成の場として美幌高校を盛り上げていければと考えますが、町の考えをお示してください。

3点目であります。

環境衛生について。

埋立処分場整備についてであります。

現在使用されている第Ⅲ期埋立処分場は、令和9年3月までの使用が可能とされていましたが、残余容量の調査報告で、最短で令和6年2月には埋立て容量に達する見通しであるということがわかりました。

現在、次期埋立処分場整備に向けた計画を策定中とのこととあります。

あわせて、一般廃棄物広域（中間処理）施設の建設を目指して、網走市、大空町、斜里町、小清水町の1市4町において、基本構想及び基本計画の策定作業を進めているとのことですが、現在の進捗状況についてお尋ねいたします。

一つ目、中間処理施設の建設場所、その施設内容について。

二つ目、計画推進に当たり、1市4町の足並みがそろっていない旨の報道がありますが、どういう状況であるのか。

三つ目、この施設が予定どおりにいかない場合、当町の施設はどうなるのか。

以上、考えをお示してください。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問に答弁いたします。

教育行政については、教育長から答弁いたします。

初めに、新型コロナへの対応について。

コロナ禍における各種事業、イベント開催の考えについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により、美幌観光和牛まつりをはじめとした各種事業やイベントの中止や縮小が見受けられます。

このため、楽しみにされていた町民の皆さんからの落胆の声がある一方で、長引くコロナ禍により、いまだ感染への不安を抱えている方もいることから、各種事業、イベント開催は、慎重に判断する必要があります。

イベントを主催される方々は、開催に向けて様々な検討をなされた結果、参加者やスタッフの安全を最優先に考えて、中止や縮小を決められたものであり、現在の感染状況を考えますとやむを得ないものと受け止めております。

しかしながら、長引くコロナ禍の中、町民の生活、地域の経済への影響を考慮しますと、基本的な感染対策との両立により社会経済活動を回復させていかなければならないと考えております。

現在、一部のイベントでは、実行委員会において代替案も検討しているとお聞きしておりますので、町としましても必要な支援策を講じてまいりたいと存じます。

コロナ禍になり、3年目の夏を迎えます。

社会全体に閉塞感が漂う中、町民の皆さんも大きな不安を抱いておりますので、少しでも交流することができる空間を提供できればとの思いもあります。

各種事業、イベント等開催については、飛沫の抑制や密集の回避、参加者の把握・管理等の感染防止策の中において、様々な角度から開催手法を検討の上、その可能性を探ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、環境衛生について。

埋立処分場整備についてですが、1点目の中間処理施設の建設場所とその内容につ

いてであります。

1市4町の中で現在焼却施設を有しており、地理的にもほぼ中間の位置にある大空町を第1候補地として検討を進めているところでありますが、地域の理解と協力を得た上で進めていくことが重要と考えております。

施設の内容については、焼却炉を建設することで協議をしております。

2点目の1市4町の足並みがそろっていないのではないかという御質問ですが、6月9日にも広域の担当者会議が開催され、中間処理施設については、これまでの協議どおり令和10年度の供用開始に向けて、1市4町が進めていくことを確認している状況であります。

3点目の施設が予定どおりにいかない場合、当町の施設はどうなるのかという御質問ですが、美幌町だけではなく、広域の他の自治体も埋立処分場が逼迫している状況であるため、広域の構成自治体の増減があったとしても、広域の中間処理施設の建設はしなければならないと考えております。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○町長（平野浩司君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 稲垣議員の御質問にお答えいたします。

美幌高校が行う魅力化に対して、町は種々支援を行っておりますが、中でも令和3年度から参加しています地域みらい留学事業は、全国に向けてのPR活動であるため、北海道外はもとより、近隣の自治体からの反響も大きく、入学者確保の有効な手段の一つであると考えております。

反面、女子生徒に対する寄宿舎確保が不十分で、町外からの女子生徒受入れに苦慮している状況であり、この対応が急務であると認識しております。

町では、これまで男子寮であります報徳寮の女子受入れに向けた改修について道教委と相談を重ねており、町として具体的な

支援可能な手法を検討している状況にあります。

引き続き、道教委・美幌高校とも協議しながら、スピード感を持って取り進めてまいります。

また、令和5年度から農業科の1学級が削減され、さらに、今後の中学卒業生減少の傾向から、普通科にも学級減の危機が迫っている状況にあることは言うまでもなく、生徒が行きたい、保護者が行かせたいと実感できる魅力化アップによる生徒確保は大きな課題でありますので、美幌高校や美幌高等学校教育振興対策協議会とも連携し、より効果的な支援を取り進めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、お答えいたしました。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、コロナ禍における事業、イベントの開催の考え方についてであります。

昨今、札幌など大都市でYOSAKOIソーランですとか、ライラックまつりとか、大きなイベントをニュース等々で拝見する機会が多くあります。

札幌とか大きな町でどういう取組をしているのかといろいろと注視しているところです。国や道の感染対策、イベント等に国の指針が出ているところではありますが、実行委員会が主体でやっているというのはもちろん理解はしているのですけれども、やはり大きな予算をつけて美幌町がサポートといいますか、運営をしっかりと支えているという状況を見るときに、町としてイベントに対してうまくいくように、感染対策等々含めてどのような話合いが持たれ、その中で今回の中止に至ったのか、お尋ねしたいと思っています。

大きくは和牛まつり、美幌ふるさと祭りについて、まずお尋ねしたいと思っています。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問にお答えいたします。

和牛まつりに関しましては、4月18日に実行委員会の役員会を開催しまして、開催の可否について協議を行いました。

4月につきましては感染者数が拡大しておりまして、先も見通せない状況だったこともありまして、参加者とスタッフの安全を最優先に考え、苦渋の決断でしたが中止を決定したところでございます。

判断の時期につきましては、和牛まつりは様々な準備に相当期間を要することから、4月の決定となったところでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 美幌ふるさと祭りの実行委員会につきましては、5月の末に実施してございます。

和牛まつり同様、当然ながら感染状況を鑑みた中での中止ということでもあります。

ふるさと祭りにつきましては飲食を伴う出店も多く、また、人の滞留も確かに多いといったことから、和牛まつり同様、苦渋の決断でしたが、実行委員会で中止という判断になったという経過でございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） はい、ありがとうございます。

苦渋の判断というのは私も理解をするところでありますが、やはりこれから、よく言うウィズコロナ、アフターコロナを考えたときに、皆さん、我々も日常生活において今までと同じことを同じようにしようという人はいないと思います。

実際、議場でもこのようなボードを立てて感染防止に努めるですとか、これがあるおかげで私は今マスクを外させてもらっていますけれども、屋内でのイベント、そし

てまた、屋外でのイベント、いろんな方策が考えられる中、中止したことについては、もちろんそれ以上追及する話ではありません。

思いとしては、町の皆さんから数多くお話を聞く中では、いろんな手法がきつと考えられたであろうになぜという思いがやはり強いのです。

ですから、誰も同じものを同じ内容で今年もやれるとは思っていないわけです。

そこをいろいろな手法を用いて、美幌町のやれるイベント、美幌町だからこそできるイベント、そういうものを考えていって、そういう答えが欲しかったなというのが思うところであります。

答弁書の中にも代替案というか、また違う方法で発信していくことを考えているイベントもあるとありますので、そちらを大いに期待して、今後のイベントが美幌町でも盛り上がるようお願いしたいと思えます。

もちろん、くどいですが実行委員会が運営するわけで、一応、実行委員会でいろいろと関わっている皆様の大きな声がまとまっての判断ですから、それ以上のことは言えません。

ただ、近隣町村、このオホーツク管内でも北見市や津別町、いろんなイベントが復活といいますか、止まっていた歯車を今、動かそうとしているわけです。

それが、美幌町では今現在なかなか大きなものが動かせていなかったということも、私はちょっと寂しく思うところで、今回の質問になっているわけであります。

今後、美幌町もいろいろな所管部局におかれまして、イベントまたは行事等々考えているところと思います。

例えば、びほ一でもいろんな劇団四季があったり、いろんなお笑いのライブがあったりとか、7月には野外ですけれどTRIPLANEの皆さんのライブがあるという話もありますが、教育委員会が所管する

そういうイベントについては、今現在どのような準備を進めているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） イベントの関係でございますが、まず教育委員会が所管するイベントとして大きなイベント、8月にビホロデュアスロン大会がございます。

こちらにつきましては、屋外のイベントであるということと感染状況を見ながらということが絶対前提でありますけれども、今回は3年ぶりに実施するところがございます。

ただ、実施に当たっては、3年前とは同じにはならないということで、例えば前日のレセプションを廃止したりだとか、あと当日におきましても飲食の場面も極力ほとんどないような形で、感染状況に配慮した中でやってまいります。

また、文化事業で各種実行委員会が主体となってやっているイベントでございますが、こちらにつきましてもびほ一使用のガイドラインがございます。

例えば手指消毒だとか、検温だとか、感染地域からの移動者には届出をしてもらうだとか、名簿の提出等々、様々な細かい取決めがありますので、それらを実行した上で感染予防対策と文化事業の両立を図ってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 教育委員会が実施するイベントには、ある意味飲食が伴わないというのが、そしてまた、デュアスロンは屋外ですし。

もちろん東京マラソンとかやっている経緯もありますし、あえて言えば、去年の話とはいえ、東京オリンピックもやりましたし。

やはり外でのイベントごとについては、大いに今までの鬱憤を取り払うかのような内容でやっていただきたいという思いがあ

ります。

また、我々日本人といたしますか、手洗い、消毒、うがい、マスク。この辺は本当に徹底している民族でありますので、そうそう大きなトラブルもなく。

先ほどのYOSAKOIソーランですとか、札幌の祭りも見ていますとやはり一方通行で流すだとか、逆に入り口で検温するばかりに入り口が溜まってしまって密になったという話もあります。

そういうところをしっかりと対策を施せる。

美幌町の町の規模でいきますと、ある意味町民の皆さんの理解もあると思われまので、いけるのかなと感じております。

教育委員会の話は大体理解しました。

例えば、経済部関連でいきますと、今後農村ツーリズムですとか、小さいところではきてらすも今どういう運営をされているのかとか、今後サイクルアドベンチャーオホーツクも動き出してくると思えます。

さらに、トレイルルートの開発だとか、いろいろと観光といいますか、物事を動かしていくためにいろんな施策が考えられると思いますが、その状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 経済部長。

○経済部長（後藤秀人君） ただいまの御質問でございますが、農村ツーリズムに関しましては、ただいま1件要望がありまして、そちらは一つの団体ということで、不特定多数ではないということもありますし、受入れを今進めているところでございます。

きてらすにつきましても、担当では協議を進めておりまして、今、遊具等を一部閉鎖しておりますが、少しずつ元に戻していく。

ただ、木の玉につきましてはちょっとまだ時期が早いかなということで、担当ではそういう見解でおります。

よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 今、自転車もたくさん購入されてサイクルアドベンチャー、この近隣の町村で動いていると思うのですが、あわせて、トレイルルート開発とか、その辺についてはどのような動きがありますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 商工観光課長。

○商工観光課長（影山俊幸君） ただいま御質問のサイクルアドベンチャーオホーツクの協議会の活動でございますけれども、4月に協議会の会議がございまして、その中で年間の予定ということで、札幌から団体の方にこのオホーツクに来ていただいているモニターツアーですとか、また、先日モンベル主催でありますけれども、SEA TO SUMMIT関係の事業ですとか、そういったことで事業を動かしていきたいということで、今取り進めているところでございます。

ただ、一つ、広域のサイクル事業としまして、オホーツクライドというものを当初運営、実行するために協議会で計画した部分については、協議会の中でなかなか対応が難しいということは、その会議の中で話が出ていたところでございます。

また、トレイルルートにつきましては、今現在調査道ということで、美幌町、大空町、津別町の3町と各町の観光協会と打合せ、幹事会をさせていただいております。

今現在、藻琴山から美幌峠までのルートのところに、峠のところで防雪柵を弟子屈道路事務所が設置している箇所がありますが、そこの作業道をお借りしてトレイルルートにすること、併用することができないかという御相談をさせていただいているところでございます。

美幌峠から津別峠のルートにつきましても、美幌峠は牧場がございまして、その牧場を回避した中でのルートの設定だと

か、今現在調査しながら進めているところ  
でございますので、よろしくお願いいたします  
ます。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さ  
ん。

○9番（稲垣淳一君） いろいろと創意工  
夫しながら進めているというのは理解した  
ところであります。

あとは、ちょっと細かくて恐縮ですが、  
総務部にお尋ねすることになると思いま  
す。

今のところ10月30日に町の総合防災  
訓練が予定されていると思います。

今回は参加体験型の訓練を予定してい  
ると聞き及んでいますが、これからはこう  
いう訓練、いろんな対策を講じていると  
思いますが、特にこの部分については慎重  
に動いていきたい、または、何か特別な  
考えがあればお尋ねいたします。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今お尋ねの  
総合防災訓練、本年10月30日の日曜日  
に実施する方向で進めてございます。

まだ十分に煮詰まっていないのですけ  
れども、コロナ禍が続いているということ  
もでございますので、仮に感染が秋口に  
広がった状態でも、訓練を実施できる  
ようなことを今想定しております。

基本的には美幌町は河川の増水によっ  
て浸水してしまう地区がございますので、  
そちらの地区を対象に水防型の訓練を実  
施できないかということで考えてござい  
ます。

ただ、全町的な総合防災訓練というこ  
とでもありますので、全町民を対象に防  
災の意識を高めるための何か講話を開  
催したいという思いもございますので、  
関係機関と今現在細部を詰めている状  
況でございます。

現時点ではこのぐらいしかちょっとお  
答えできないのですけれども、いずれに  
しても10月30日に開催できるように  
準備を進めてまいりますので、よろしく  
お願いい

たします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さ  
ん。

○9番（稲垣淳一君） それぞれの部署  
でいろいろと前に進む取組をしっかりと  
しているという話を聞いて、一つの方向  
が見えたのかなと思います。

町長の答弁にございますように、町長  
自身はイベント大好きというちょっと語  
弊がありますけれども、昔から前に、裏  
に、表に、いろいろと活躍されてきた方  
でありますから、町民の皆さんの笑顔  
が、我々といひますか、町がイベントに  
いろいろとお金も、手間も、暇もかけ  
ている、きっと大きな部分なのだろう  
と私は思っています。

私が1番そう思っているのですが、最  
近仲間と話すときは、とにもかくにも  
笑顔は自粛しないと。

この言葉を合い言葉に何とか、少し  
でも、半歩でも、いろんな町の行事が  
進んで、美幌町民の笑顔が1人でも  
多く増えるようなことを常に思ってい  
るわけです。

最後に、町長から困難な部分が多い  
かと思いますが、一つ決意を改めてお  
尋ねしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 美幌町のイ  
ベント行事等については、個々の御説  
明をさせていただきました。

今、稲垣議員にいろいろ言ってい  
ただきましたけれども、思いとしては  
当然、ウィズコロナ、アフターコロ  
ナを意識した中で、従来とやり方は違  
うとしても、できるだけやってい  
きたいという思いはあります。

ですから、実施するに当たっては、  
形態が違うものがあって、その中で  
どこまで私どもが中心になって、また  
は、後ろから応援してというのはあ  
るのですけれども、うちのスタッフと  
よく話す中においては、可能な限り  
やっつけようということでありま  
す。

そして、今、稲垣議員がおっしゃった町民の笑顔と元気をしっかり引き出して、美幌町は元気なまちだよということを皆さんと確認しながら、いいまちづくりができればと思っております。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） よろしくお願ひしたいと思ひます。

本当に我々も商店街だとかも飲食は難しいのですが、いろんな創意工夫をして、一歩とは言いません、半歩でいいので前に進めるように、いろいろ努力している方が多いものですから、ぜひ町の後押しを期待するところであります。

続きまして、美幌高校の魅力向上策についてであります。

今回の質問の大きな話としては、ここに書いてあるとおり町外からいろいろと多くの引き合いがあること、美幌高校が注目されているんだという話を去年から聞いております。

私もこの美幌高校の間口削減ですとか、魅力向上についての質問はここでも何度かさせていただいているのですが、今回あえて地域みらい留学ということをいろいろ調べたところもあり、女子生徒からの引き合いが多いということもわかりました。

昔から美幌高校には男子寮しかなく、あそこはもちろん道の施設でありますから、町がどのように関わっていけるのかなというのは、いろいろ思うところでありました。

今、教育長から道教委といろいろと話をしている、そういう話が進んでいるということを知って、一つ安心した次第ではあります。

しかし、美幌町の生徒数が少ないという部分に待ったはなく、それこそ来年度の結果によって、普通科高校もいよいよ最後通牒を突きつけられるという話もあるわけですから、寮、特に女子生徒の受入れに関し

ては今、そういう発信ができるかどうかという瀬戸際かなと思っております。

もちろん、相手のあることですから、いろいろ大変なのは理解するのですが、はっきり言ひまして、来年の生徒募集に女子生徒寮を用意して待っていますということが、改めて言えるのか。

いやいやそこはまだ、相手もあることだし、思ひはあるけれどももうちょっと待てというのか。

その辺の話をお聞かせいただければと思ひます。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまの寮のお話でございますが、寮につきましては町外から送り出す保護者の方々にとって見たら、やはり安心して暮らすことができる寄宿舎の確保というのは絶対条件だと思ひしております。

そのような中で、道教委とも協議を進めている段階でございますが、私どもの思ひとしましては、来年度の生徒募集に間に合うようにしっかり協議を整えていきたいと思ひしております。

また、その過程において、議会の皆さんにも相談させていただく場面があるかと思ひますが、そのときはまた、適宜相談させていただきたいと思ひます。

よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） かなり信憑性の高い話であろうと思ひますが、生徒募集をかけるときも学校のタイミングというのは、いつ頃が発信する時期になるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 実際は、夏から秋にかけて近隣の学校だとか、道外に対してもプロモーションをかけたという状況でございます。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん

ん。

○9番（稲垣淳一君） もう6月の後半で夏ですから、そう遠くない時期にいろいろと町からそういう発信があると理解しているということですね。

ありがとうございます。

全道的にいけますと、この北海道の道立高校の半数以上が3学級以下だという話がある中で、美幌はある意味小規模校となるのでしょうかけれども、逆に、道に対して思うところは、もう3学級以下が半数というのは当たり前、これが公立高校の北海道スタイルなのだとすることを考えたときに、もう少ないから減らしていくのだという道教委の考え、これを改めてもらわなかったら、北海道の高校生をどう考えているのだというところにやはり目が向くと思うのです。

質問の中にもありますけれども、削減イコール職員が減らされるという話になります。

去年も間口減の話で道教委の人が説明に来たときに、美幌高校の先生が魅力化向上の話は再三言うけれど、それに対して我々現場の先生は頑張るが、生徒の数、教職員の数はどうなるのかという話を道教委の皆さんに言ったところ、いやそれはそれで、間口が減れば先生も減るといって、非常に何か矛盾した話を言って帰られた。

私も非常に腹立たしく思っているところではありますが、やはりアプローチとして、道立高校を町がこれだけ支援している。

この間も、おとといも木村議員からいろいろと応援の話も出ていましたけれども、やはり私はピンポイントでこういう施策がきつと行われている美幌町は、本当にもう自慢、誇れるなどと思っています。

私も、いろんな町外の方にも農業に興味ある方、ぜひ枠があるから美幌高校に安心して子供たちをよこしてという話をさせてもらうことがあります。

受入れ側の学校の体制が、これから先生

の数が減ることによってどこまで子供たちにしっかりと教育またはその指導ができるのかということは、大変不安になる部分であります。

しかし、先生たちの熱意だけで賄えない部分もあると思うのですが、そういう何とかフォローが今後どうできるのか。

くどいけれど道立の施設に対して、町の支援も地域によっては地域おこし協力隊の方が、いろんなパターンといますか、応援しているという話も聞くにつけ、そういういろんな手法はきっと皆さんアイデアを出して工夫を凝らしているのですけれども、道教委にいろいろと働きかけるというのももちろんですが、町の独自策で何か考えられるものはありますでしょうか。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） 教員数を削減するというご話ですが、今私どもで知り得ているお話の中で言えば、例えば1間口減ることによって先生数が8人から9人減るといって状況でございます。

そうすることによって、今までできたことができなくなるということがございます。

これは、例えば部活であったり、放課後の講習であったり、選択教科であったりと様々な面、実際にそこで3年間学校生活を送る子供たちにとって、非常に大きな状況でございます。

そういったことの影響は最小限にしたいだけだということ、配置計画が話題になった令和元年から、町としては意見を言い続けているところでございます。

また、実際に来年度から農業科1間口減ということが計画に載っておりますので、その実施に当たっては、地域への影響を最小限にしたいだけだ、さらには、激変緩和策を講じていただきたいということは、しっかり北海道教育委員会に対して物申していきたいと思っております。

また、地域おこし協力隊のお話もござい

ました。

高校との意見交換の中でも、実際近隣の町ではそういった事例もあるという話を伺っております。

ただ、市町村立の高校だという事情は違いますけれども、全道、全国の例を見ながら、どのようなことができるかということをもたしかり議論をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 先ほど、道立高校の半数以上が3学級以下という話をさせていただきましたけれども、道教委で公立高校の統廃合の基本方針や基準を示すこれからの高校づくりの指針というものの改訂作業を進めていて、9月に素案が出るという話もあります。美幌高校がこの小規模校という枠に入るのでしょうけれども、小規模校だけでも特色を持った、花開く、受けた子供は希望を持って卒業していただける。

そういう学校づくりのために、また汗をかいていただきたいと思ひますので、どうぞひとつ期待しておりますので、今後の寮の話もぜひ実現化に向けての努力をお願いしたいと思ひます。

続きまして、埋立処分場の話に変わります。

改めて、今回広域的に1市4町で中間処理施設を建設して行くという話になりますが、もちろんその目的はごみの減量化、または、現在ある埋立処分場の延命といひますか、そういうものに行くのだろうと思ひます。

私も昨年、このごみ処理問題については一般質問をさせていただいた経緯があるのですが、そのとき私は自治会のメンバーとしてまち育講座を受けまして、そこで広くこれからもまち育講座で、ごみの減量について、そのリサイクル率を高めるだとか、そういう部分で働きかけていくという話を

当時の課長から聞いた経緯があります。

今現在、ごみ対策についてのまち育講座をどれぐらい実施されて、どれだけ町民の理解を得られているのか。

その後、ごみの減量化に何かしらの数字として表れているものがもしあるのであれば、お示しいただきたいと思ひます。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御質問いただきましたまち育出前講座に関してでございます。

実績の関係でございますが、昨年の7月くらいから本格的に今回の延命の関係も含めましたまち育講座の実施を開始してございます。

その後、令和3年度中におきましては17回、延べ425名の方に参加いただいております。

団体名につきましては、自治会連合会、女性部等をはじめ北4丁目ももちろんそうですし、ボランティア団体、それから北中学校1年生にもこちらから出向きまして、まち育出前講座をさせていただいた経過もでございます。

以上です。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） ごみ捨ては本当に毎日のことですし、うちも御多分に漏れずプラごみとかプラスチックを入れる袋が、家で1番大きな袋を使っているという。

改めて本当にプラスチックゴミの多さ、いかにプラスチックゴミを買っているかということを実感する毎日であります。

やはりこういうことを私も大人になってといひますか、家のことをやるからわかるのだと。

本当に子供さんにすると、なかなかごみ分別、ごみ処理ということが社会生活の中でどこまでできているのかというのがあるのですが、やはりこれも三つ子の魂百まで

ではありませんけれども、小さいうちから美幌町の仕組みを、社会をわかってもらうということは大切なことなのだろうと思っています。

ただ、やはり1回だけではなかなか理解できないというのも、残念ながら人間の特性でありますので、自分の興味があることは理解するのですが、そうでないものに対しては、スルーしてしまうというのがよくある話ではあります。

ですから、私が思うには425名の方が1人にしゃべればこれが倍の900人になるわけですし、2人にしゃべればそういう何というのか、発信は行政だけでももちろん行うものではなく、やはり我々が住んでいる町を我々が守るというのがもちろん大前提でありますので、その辺のアプローチの仕方をいろいろまた工夫させていただけると、よりいい広がりもあるのだろうなど。

鶴田さん1人一生懸命頑張っても限界ありますし、また、町も毎年毎年いろんなたくさんさんのプログラムがありますから。

そんな中では裾野を広げるといいますか、身近なものに、毎日出るものではあるのですが、どうしてもお母さんとかに任せっきりという家も多いかもしれません。

どう裾野を広げてこの町を守っていくのかということは今後もより強くアピールしていただきたいなと思っております。

その中でやはり思ったことは生ごみなのです。

生ごみは水分も多いですし、水をよく切ったということはもちろん言われるのですが、無論、昨日もありましたけれど生ごみはカラスを呼び寄せるだとか、キツネを呼ぶだとか、決して町の環境がよくなるものではありません。もちろんにおいもありますし。

中間処理施設は、要は焼却施設と伺っていますが、そうなると水分の多い生ごみについては、あれこれ頭の痛いところであるのだろうなと思います。

特に、生ごみの処理に関して訴えるといえますか、お願いする部分というのは今どのようなものがあるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 御答弁いたします。

生ごみの処理につきましては、議員おっしゃるとおり水分が多いものですから、水をしっかり切ってお願いますということは、もちろん広報でもお伝えしているところでございます。

今後、焼却炉が完成しまして焼却ということになりましても、生ごみが大量に入ることによって焼却炉の温度が下がるのはよくないということもございますので、生ごみが多ければ多いほど助燃剤といいますか燃料が必要になるということも聞いてございます。

水分を切ってもらうことはもちろんですが、生ごみそのものも各御家庭で、ごみ全体も含めてなのですが、減らしていただく努力をしてほしいということで、当面の間は呼びかけていこうかなと考えております。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） 呼びかけですから、また広報だとか、いろんな発信ネタがあるのでしょうか、ごみ分別手帳といいますか、私もアプリを入れて、ごみはいつだったかななんて見ているところはありますが、よりアプリを發展させて、今、スマホを見る町民の方が多いためですから、あとツイッター、SNS等々で発信することがきっと多いと思うのです。

だから、いろんなツールを使って発信していくということが求められるのだろうなと。

いろんな人の目に触れる、意識を持ってもらうということが大切なことなのだろうと思います。

ですから、私も仕事柄、時々登栄の処分

場に行ってカラスやトンビと遊んでくるのですけれども、なかなか埋立てられているごみを見るにつけ、こういうものがまだこの場で捨てられてるのかなと。

そこで、ごみ分別アプリを見て、これが合っているのかどうなのかと。

自分のごみは本当に適正なのかと。

日々反省といいますか、見直す部分があるのですが、やはりそういう意識を高めてもらうという部分では、テレビで、UHBですか、地域の情報発信が出ていますよね。

定番で大体コロナの話とワクチンの話、日曜日当番だとか。

固定化されているのですが、フレキシブルにこれを使っていただいて、時折いろんなものをまぜ込んで発信してもらうということも工夫として考えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 環境管理課長。

○環境管理課長（鶴田雅規君） 議員おっしゃるとおり、様々なツールを使って、周知、呼びかけをしていきたいと考えてございます。

○議長（大原 昇君） 9番稲垣淳一さん。

○9番（稲垣淳一君） この質問の最後になりますけれども、中間処理施設、焼却炉をつくるということは、1市4町の足並みがそろったとしてもかなり莫大な建設費または維持管理費がかかると思います。

やはりこれに取り組むということは町の本気度といいますか、本当にもう大変で困っているからこういうことになっていくのだということを強く、困っているから助けてくれというよりも、とにかくごみを減らすということが1番の目的であるわけですから、そこの辺の町の本気度といいますか、真剣さをいろんな媒体ツールを使って発信してほしいと今私からお話ししました。

日々、そういうごみ対策を発信してい

なければならないと思っていますので、とにかく1市4町が足並みをそろえて、このエリアのごみ処理問題に対してすばらしい効果を上げていただける施設になることを願って、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（大原 昇君） これで、9番稲垣淳一さんの一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は11時5分といたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告順により発言を許します。

3番大江道男さん。

○3番（大江道男君）〔登壇〕 私は、通告しております2項目について、質問をいたします。

その第1は、学校給食費助成についてであります。

物価高騰による学校給食への影響について、まずお聞きいたします。

ロシアのウクライナへの侵略戦争の影響に加えて、アベノミクスによる政策的な円安により、諸物価の高騰で国民の暮らしが非常に脅かされています。

全国的に学校給食でデザートが減らされるなど影響が報道されていますが、美幌町での影響と対応をお示しいただきたいと思っております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金での対応について伺います。

4月26日、政府は原油価格・物価高騰等総合緊急対策を打ち出し、その中で学校給食について、物価高騰による保護者の負担軽減に向けた自治体の取組を強力に促すとして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充をうたっています。

美幌町でも学校給食費無償化等を行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

3点目は、恒久的な学校給食への町費助成についてであります。

美幌町でも以前から子育て世帯を中心に、学校給食への町費助成を求める声が強くなり、町のアンケート等でも示されているところです。

勤労世帯の実質所得はマイナスを続ける中で、今日の異常な諸物価高騰は、子育て世代を中心として、国民に大きな打撃を与えており、ロシアのウクライナからの早期撤退と政府の円安誘導策の中止を求める国民の声は急速に広がっています。

少子化の一因に子育てが大変と言われていの中で、全国的に学校給食費の無償化、一部助成が広がっている状況も考慮し、当町でも第1子から第2子への給食費無償化、少なくとも当面半額助成に踏み込むべきと考えますが、いかがですか。

2項目めは、インボイス制度の導入中止についてであります。

インボイス制度に対する町長の見解をまずお伺いします。

消費税を10%に引上げなさい。

増税後の2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が決められました。

これまで消費税の納税を免除されてきた年間売上げ1,000万円以下の小規模の事業者は、インボイスを発行する必要はありませんが、課税業者からインボイスを求められれば断り切れません。

インボイスを発行する業者は免税業者となれないので、売上げが数十万円であっても、売上げに係る消費税を支払わなくてはなりません。

フリーランスや個人事業主にとっては死活問題となっておりますが、平野町長の見解をまずお伺いいたします。

2点目は、美幌町での影響について伺います。

売上げが年間1,000万円以下の消費税免税業者は、美幌町内ではどの分野で何事業者となっていますか。

また、それぞれの業者団体等の声は、美幌町に届いているのでしょうか。

3点目は、シルバー人材センターへの打撃について伺います。

シルバー人材センターの会員は消費税法上は事業者として扱われ、シルバー人材センターの利用料には消費税がかかります。

現在は、シルバー人材センターからの配分金、ひと月数万円程度なので、免税業者の扱いとなっていますが、インボイス制度が導入された場合は、課税業者であるシルバー人材センターが消費税を負担するか、会員が課税業者になるかが迫られます。

会員は取引ごとのインボイス発行や7年間の保存などの事務負担、経済負担から、課税業者になることができず、当然、センターの負担で消費税を納税することになると考えられます。

新たな税負担額は、政府見解ですが全国1,300か所で200億円と言われる消費税は、美幌町のシルバー人材センターではどの程度の金額で、誰が支払うことになるのかお伺いをいたします。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 大江議員の御質問に答弁いたします。

学校給食費助成については、教育長が答弁いたします。

インボイス制度の導入中止ですが、消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）であります。インボイスとは製品やサービスを売る側の事業者が買う側の事業者に対し、消費税の税率や税額が分かるよう発行する適格請求書のこととされており、

消費税は、事業者の売上げに係る消費税額から仕入れや経費に係る消費税額を差し引く仕入れ額控除を行った後、納税することとなりますが、令和元年の消費税率の引

上げに伴い軽減税率が導入され、消費税が10%と8%の複数税率となったことから、売手と買手の適正な課税を確保するためにインボイス制度の導入が検討され、令和5年10月の運用開始に向けた移行期間中であると認識しております。

インボイス制度では、事業者が発行する適格請求書がなければ、仕入れ税額控除が受けられなくなることから、消費税の課税事業者は適格請求書の発行に向けて準備を進めるとともに、税務署長に適格請求書発行事業者として登録する必要があります。

年間の課税売上高が1,000万円以下で消費税の納税義務が免除されてきた免税事業者は適格請求書が発行できず、課税事業者は仕入れ税額控除を受けられないため、課税事業者と免税事業者の間の取引が減少する恐れがあることから、事実上、免税事業者も含め多くの事業者が登録し、消費税課税事業者になるのではないかと推測しております。

インボイス制度は国の進める制度ではありますが、町としましては商工会議所や税務署と連携しながら、町内事業者に対して情報提供を行い、国とともに制度の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、本町の免税事業者数につきましては、公表されているものがなく把握できませんが、国が実施する統計調査であります経済センサスによりますと、平成26年調査では町内の従業者5人以下の小規模事業者は580事業所となっておりますので、相当数に上るものと予想されます。

また、業者団体からの声としましては、美幌商工会議所を含む道東9商工会議所が国に対し、軽減税率制度の見直しとインボイス制度の再検討を共同で要望されると伺っております。

最後に、美幌町シルバー人材センターに関する御質問ですが、センターに確認したところ、令和3年度決算における配分金額が約2,000万円ですので、消費税

額は200万円程度になるものと思われま

す。  
支払いにつきましてはセンターが負担し、支払うことが現実的と考えますが、インボイス制度への対応について、北海道シルバー人材センター連合会において検討していることから、その結果に準ずるものと考えております。

以上、答弁いたしましたので、よろしくお願いたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君）〔登壇〕 大江議員の御質問にお答えいたします。

1点目の物価高騰による学校給食への影響についてですが、昨今の暮らしを脅かす物価高騰により、給食の食材費の負担が増すことから、全国的に給食費の値上げを検討している自治体があると把握しております。

御質問の美幌町の影響とその対応であります。今年度に入り玉ねぎやじゃがいもなどの主要食材、麺類やパン、加工食品などの価格が軒並み高騰し、昨年比で換算しますと全体で225万円の食材費の負担が増すと見込んでおります。

町の対応といたしましては、献立作成や発注などを担う栄養士が食材の価格動向を注視し、献立を工夫しながら、これまでどおり栄養バランスや質、量を維持するよう努めておりますが、今後も価格高騰が続くと見込まれるため、保護者負担を求めない形での食材費の追加予算措置が必要であると認識しているところであります。

2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による給食費の無償化についてですが、今回の交付金の使途は、物価高騰による自治体の給食費の値上げを抑制し、保護者負担を軽減するための支援とされているものであります。

この施策により、食材の物価高騰分を交付金活用で補うことにより、給食費の値上げを見送る自治体もあると認識していると

ころであります。

御質問の交付金の活用による給食費の無償化ですが、交付金は限定的なものであることから無償化の考えはございませんが、前述のとおり食材費の追加予算措置の際には補正財源として交付金を活用する考えであります。

3点目の恒久的な学校給食への町費助成についてですが、第1子、第2子の無償化については、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から有効な支援策として理解しておりますが、給食費の無償化は、本来、国がしっかりと責任を持って実施すべき事項であるという考えに変わりはなく、これまでも御説明させていただいているところであります。

なお、今後においても、経済的負担が大きい第3子以降の給食費については、無償化事業を継続していく考えでありますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

以上、お答え申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 学校給食費助成から再質問をいたしたいと思っております。

影響額は分かり、当面の物価高騰による影響額が225万円だということで、これについて追加予算措置を行って、保護者の負担を伴わないようにすると。

その財源は、地方創生交付金を活用することとは伺いました。

そこで、基本的には恒久的な学校給食費の町費助成についてということで、質問をいたしたいと思っております。

前提として、美幌町における子供の数が、町が想定している、あるいは、次世代の子供たちを育成するために努力をしなければならぬということで、平成15年に成立いたしました次世代育成支援対策推進法。

今から18年前になるかと思いますが、これに基づいて美幌町も5年に1度の計画を基にしまして、一生懸命努力をしてきているということですが、実態として美幌町の次代を担うお子さんの数が予定より相当少なくなっているという状況がございます。

昨今の出生状況について見ますと、令和3年は1年間の出生数86名、その前は88名、令和元年は108名、その前は88名、111名ということで、5年間の動きを見てみますと、これ自体が大変計画を下回っているという状況になっていると思っております。

町として、当然放置できないということで、子供を安心して産めるように、育てられるようにということで、計画を立てて一生懸命取り組んでいるにもかかわらず、なかなか目標は達成できないというのは、何が原因なのでしょう。

何が原因と受け止めておられるか。

これは学校給食ですので、教育長がお答えになるのか、町長がお答えになるのか分かりませんが、まず土台となる基本認識について、お聞きをいたします。

○議長（大原 昇君） 教育長。

○教育長（矢萩 浩君） ただいまのお尋ねでございますが、国の調査等でも出ておりますけれども、やはり少子化の原因というのは重い教育費用の負担があるのかなど私は認識しているところでございます。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） これは美幌町でももちろんですが、全国的な大きな問題だと私は考えています。

改めて、次世代育成支援の計画をずっと年次的にみているのですが、美幌町の出生数を遡っていきますと、合計特殊出生率は2000年、平成11年の時点で1.65、それでもあったんですね。

それは、全道の1.20、全国の1.34

と比較をして、相当高いものでした。

それがどんどんどん下がり、15年後、平成26年度は逆転をいたしました。

美幌町1.20、北海道平均1.27、国は1.42と出生率の高かった町がどんどん出生率が下がってきているということについて、何が原因なのかということは、町政執行上の大変大きな問題だなど思うのですが、これはぜひ担当部で分析されているのであれば、お聞きいたします。

分析されていないとすれば、町長のお考えをお示しいたきたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 申し訳ございません。

ただいまの件について、部内での検討は行ってございませんので、よろしく願います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 私はこのように思っています。

希望して結婚をされた方々がどれだけ子供を持ちたいかということについては、以前この議会でも発言をいたしましたがお金がないために、希望する子供を持たないというのは、国の統計でも結果としてちゃんと出ているのです。

大きな問題点としては、働く人の賃金が全然上がっていないのであれば、到底希望を持って家庭をつくるということができないということは明らかです。

そこで調べてみましたら、この25年間に賃金が上がっていないというのは、国会論戦の中でも出ているのですけれど、ニッセイ基礎研究所のデータがありますので紹介いたしますが、名目賃金について1995年を基準として、日本は25年間で100を切っていると。96です。

25年間かけてマイナスです。

名目賃金がマイナス4%であります。

これで、主要国と比べてみますと、この25年間で韓国は292です。3倍に上がっています。

アメリカ223、2割を超えているのはイギリスで208、フランス、ドイツ、イタリアは164から157と1.5倍から2倍上がっているよと。あるいは3倍上がっているよという中ですから、もちろん物価も上がっているのはわかります。

それも紹介されていますが、物価上昇を上回る賃金が上がっているということが、それぞれの家計にどんな影響を与えているかということ、日本では少子化が急速に進んでいると。

子供の数を持たないということで、はっきりあらわれているんだと思います。

あわせていいますと、名目賃金に対して大きな影響を与えているのは、この間消費税が5%、8%、10%と上がって、可処分所得がどんどん下がっているよということも見ていく必要があるのではないかと。

あるいは社会保険料の率が上がって、これも使えるお金、名目を実質的には全然足りないというような状況があって、さらに、この間に非正規労働が急速に広がっていると。

ただ、役場の正規職員は身分が安定されていますけれど、非正規派遣労働者の数は特に若者世代を中心に、急速に広がっているとありますと、現実の生活が成り立たないと。

あるいは、見通せないから子供を持たないというのが、はっきりベースとして出ているのではないかと。

それをしっかり見た上で、子育てをどうする、子育て支援をどうするというのを考えていかないといけないのではないかとと思いますが、これは町政執行上の問題になりますので、町長の御認識を伺いたいと思えます。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 今、大江議員から

平成26年の出生率、町とそれから道と国の比較の中で、教えていただきました。

私も個々の分析まではしておりません。

そして、その中で一般論的な話をさせていただければ、子育てにお金がないという部分が今、示されたわけですけれど、私も同感のところはあります。

しかし、じゃあ今の人たちの中で若い人たちが裕福になったとして、本当に子供を産み育てようという気持ちになっているかどうかというところも、この頃疑念に思っているところがあります。

ですから、子供を産みたい、それから育てたいという方には、本来であればこれからの将来をという人口問題については国がきちんと示す。

特に、お金に関しては、私は町村に、地方に示すべきだと思っています。

ただ、どういうふうに子供たちを育てていくかということに対する知恵については、子育てをしやすいまちにするということは、私は子育て、教育ということに対する力を入れたいと強く思っておりますので、それをやはりしっかりしたい。

ただ、根底に流れているものとしては、先ほど子供が増えていかない、次世代というか、将来に向けた子供たちが増えていかないというのは、必ずしも所得だけの問題ではないのではないかとというのは、この頃いろいろな研究とか、それから雑誌、本なんかを読んで考えているところではあります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 若い人の結婚感が大きく変わってきているということについては、近年の特徴だと思います。

多様な性を是認するという時代に入っていますので、結婚したから子供が生まれると自動的にはないだろうと。

だからこそどうするのかということも必要なことだと思います。

もう一つは、政策的に考える場合に、子供を産み育てる若者世代の環境がどうなっているということについても、あわせて目を向ける必要があると思うのです。

産む、産まないは自由だと。

同時に、ちゃんと子供を産み育てられる環境を政治としてはつくっているよと、あるいはつくっていくよということを発表しないといけないのだろうと思います。

置かれている状況でみますと、総務省の家計調査の最近の数字ですが、所得が低くなればなるほど、消費税負担、社会保険料の負担が大きいのことが明らかです。

所得200万円未満は、所得税も合わせて29.5%が消費税、所得税、社会保険料の負担額で、この点では200万円から250万円まで29.7%ピークにしまして、それ以上所得が上がっていけば500万円未満で21.7、1,500万円未満で23.9ということで、明らかに所得の低い世帯、世代については負担が大きい。

消費税の逆進性、社会保険料負担の逆進性というのを言われていて、まさに子供を産み育てる世帯に対しては、一般的に所得がマイナスになっていると。

25年間でマイナスになっているのではなくて、加えて、逆進性で負担が大きくなっていくということを見た場合に、どう支援するかということが、当然問われていくのだと思います。

通常の状態では、若者たちが置かれているわけではないのだということで、政策的に取り組んでいく必要があるのだということを私は申し上げたいと思います。

2020年の国調で、美幌町の人口が1万8,697人、人口・世帯ともに昭和61年以降最大の減少となっているということが指摘をされている町で、少子高齢化の土台となる次世代を育成する方々に対する支援は、したがって、実態を押さえてしっかり取り組んでいく必要があるのではないかとということで、全国の事例はどうなのかと

いうことも調べ始めているところです。

文科省もようやく全国の学校給食費に対する補助の実態を公表し始めましたが、1番新しい数字で2017年という状況です。

それでも公表され始めたということで、私、群馬県で学校給食への補助が進んでいるというのをそこで見たので、データを取り寄せてみました。

そうしますと、群馬県内全35の市町村の中で、今、無償化が14市町村、40%でした。

ところが、昨日情報が入りまして、人口22万の太田市は、今年の10月から中学校で、来年4月から小学校で全て無償化するということになりました。

15市町村が全額助成と、この10年ほど取り組んでいます。

一部助成が6市町村ありまして、第3子以降は無償にするというような条件付が9市町村あります。

美幌町も似たような状況がこの中にはあると思うのですが、未実施は6市町村ということで、大半が全額助成、一部助成、条件付助成となっています。

なかなか苦労している、どこも苦労している様子が伺えます。

第3子以降は無償にするが、それ以外はしないと。

ただ、美幌町が参考にすべきところがあるのかなと。

人口22万の太田市、2017年に第3子以降が無料で、第2子が半額補助ということからスタートいたしまして、現在、第2子以降の給食費を全額補助ということを昨年からはじめて、今年度任期途中から中学校全額、来年小学校も全額ということで、踏み切っているということを考えたときに、第1回目の答弁でございましたが、国が全額をこれを負担すべきだという思いは同感ではあります。

しかし、そうは言われてられないのではないかと思います。

なぜならば、学校給食費については、設置者と保護者がお金を出すように決められているのです。

いや、決まっているというよりも決められているというので、それを一遍に飛び越えて、国が出せと。

それまでは町としてはやらないとならないのだと思うのです。

町長、いかがですか。

○議長(大原 昇君) 町長。

○町長(平野浩司君) 今、文科省が2017年に全国で1,740自治体、当時でいけば76というぐらいで本当に少ない。

私の持っていた資料が、群馬県の場合は8から14だったのですけれど、1番新しいのが15ということで、私もちょっと訂正させていただきました。

それで、給食費だけにこだわれば、本当にその子育てをする中でそれだけをするということであれば、大江議員が言うことも一つの考え方としてはわかります。

ですから、先ほどの中で環境をどうつくるかということにおいて、美幌町がほかにもいろいろなことを子育てということでやってきているはずなのです。

その中にプラス給食の無料化ということに対して、私はちょっと抵抗があります。

これも担当というか、教育長ともいろいろ話すのですけれども、私が教育長時代に言われたのは、小・中全部で1,500人ぐらい生徒がいましたので、それがどんどんどんどん減ってきて、先ほど言ったように年間100人を切った中でいけば、1,200人ぐらいですか。

そうなったときに当時7,000万円ぐらいと試算したものがだんだん下がってきていることは事実なのです。

そういった中でいけば、町村によってはそういう傾斜を見たときに、次の段階で2分の1をやったらどうかという判断をするところがあります。

ですから、私も教育長、副町長とそうい

う迷いもしたりしております。

ですが、そのときにやはり原点に戻るの  
は、子育てにとって、今、皆さんにとって  
お金をかける場合に何が必要なのかなとい  
うことを論議している中で、今回はこの中  
で教育長と副町長と協議したのは、給食費  
でなくたって、よく大江さんが質問されま  
す隠れ教育費、これどうなるのと。

この話も結構させていただきます。

東京でNHKが特集を組んで、実際にそ  
ういうお金を減少させるためにリサイクル  
料でやったりとか、そういう事例も東京か  
ら電話がかかってきて、ぜひ見てくれとい  
って私も見ました。

ちょっと長くて申し訳ないのですけれ  
ど、そういうことの動きの中で、子育てと  
いうことに対して町の限られたお金を何に  
使うということに非常に悩みがあるという  
ことで、今のところ給食費の質問に対して  
は、そこまでは至っていないという答弁を  
させていただいたところでもあります。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さ  
ん。

○3番（大江道男君） 私、この質問を提  
出するに当たって、国会の動き、議事録な  
ども読ませていただきました。

そうすると1954年ですから、昭和2  
9年、学校給食法についての参議院での議  
論の中で、全会一致でこれは国が負担すべ  
きことだと。

かんかんがくがくの議論の中から、昭和  
29年当時でそうだったのです。

当時の文部省は、財政負担が大変だとい  
うことで、閣議決定された法案では設置者  
と保護者の負担による現在の学校給食にな  
っているのですね。

しかし、そのあとでも文部省の当時の担  
当者は、学校給食費も無償化することが理  
想だと言ったり、あるいは自治体などが全  
額補助することも否定されないということ  
で、保護者の負担を軽くするということが  
言われているのです。

現在も保護者の負担を自治体が負担する  
ことは、否定されないということも、流れ  
としては受けていると。

以前、ユネスコの話も、これに関わって  
私も行いましたが、学校給食の運営費は中  
央あるいは地方行政当局の負担とするとい  
う勧告が出されているのです。

やはり物価高騰だとかによらず、土台と  
して学校給食費が父母の負担に重くのしか  
かっていると。

今まではなかなかそうはならなかったの  
で。

美幌町内でも給食費を安くするという声  
はあったのだけれど、運動にはなっていな  
いのですが、実施された、あるいはされつ  
つある群馬県の状態を聞きますと、当初は  
保守系の首長さんは当然反対していたと。

今では、選挙公約に学校給食の無償化を  
出さざるを得ないと。

どうやって出していくのかということ  
で第3子以降だとか、第2子半額だとか、い  
ろんなことをやっていますけれど、フロー  
案としては地域全体の課題になってきてい  
ると。合意になってきていると。

これは大変大事な問題だろうと私も思  
います。

父母の負担軽減を考えた場合に、美幌町  
も早晚そうせざるを得ない状況になってい  
ると。

そこで、町長にお聞きしたいのですが、  
第3子以上をお持ちの御家庭に対しては、  
子供さんの給食を無償にするというのは大  
変喜ばれています。

これはもうそのとおりです。

同時に、何でという声がより大きな分母  
であるということも、ぜひ認識していただ  
きたいと。

これで押し切るということは、私はでき  
ないのだと思うのです。

一旦道をつけた以上、全面無償化に向け  
てスケジュールを立てて、取り組まざるを  
得ない段階に我が町は入っているのではな

いかと。

遅れているよという意味ではないです。

第3子以降については無償化するという道に踏み切った以上、次の一手はどこにあるのということが、当然求められていると。

そういう声は、町長の耳に届きませんかでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 第3子が無償化したときに、子供さんを多く持たれている方にはやはり喜ばれました。

ただ、その中で、今、大江議員がおっしゃったように、お1人とか、お2人の場合は何でという声もありましたが、それはそれなりに皆さん御理解は。

要は、子供が1人よりも2人のほうが大変ですよねと。

2人よりも3人と、一般的にとは言う気はないのですけれども、結構私も周りに2人までいて3人目を産もうかといういろいろ相談を受けた、自分の身内もそうですし、周りでいたときに、何が大変だったというやはり2人から3人という線引きだったのです。

だから、その第3子に対してということで、皆さんが何で何でと言う。

ただ、そのときに言ったのは、繰り返しますが給食費だけではなく、それ以外のことも美幌町はほかよりも優先してやっていますよね、そのことも考えてください。

ですから、ほかのことをやめてでもいいから給食費だけやってくれという皆さんのお声であれば、それを私は選択せざるを得ないと思っております。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） 情報としてお聞きいただきたいと思うのですが、群馬県の各地で無償化が進む中で、同じ地方自治体の県に対して助成しないのかという声が、今、広がってきていると。

国が負担しないのであれば、では同じ地方自治体でしょうと。

医療費無料化がそうだったでしょう。

同じように一部負担をすれば、市町村は大変助かるのだと。

もともと学校給食費というのは大変な金額ですよ。

一般的な町では、運営費なども含めていくと全予算の1%、大問題なんだと。

それに対して、教育長答弁では本来国がやるべきことでしょうと。

これもまだまだ広がっていないのです。

運動が起きている町では考え方を改めて、俺もじゃあ学校給食無償化に踏み切っていくと。いろんなプロセスを経ながら。

その中で見えてきているのは、同じ自治体の都道府県がどうするのだというような声ですよ。

これは有権者の声なので、私は昨日から始まりました参議院選挙、遠いどこかの話ではなくて、足元の子育ての問題、結婚しようとしているけれども子供を持ってないと。

こんな安い賃金で、子供なんて持てないでしょうと。

まして、結婚できないといって、非婚の若者が結構いるというのも統計上出ています。

これらの問題の大変大事な解決策として、来年は地方統一選挙があって、町長も、我々議会の議員も、それぞれ公約を出す。

チャンスなので、大いに地域的な議論を巻き起こすべきだと思います。

その大事なテーマとして、私は学校給食費をどうあるべきかと。

従来どおり父母負担だといくのか、全額か、半額は別にしまして、やはりプロセスを考えるとということを大いに議論すべきだということを提起いたします。

町長、いかがですか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） ただいまいただいた御意見をしっかり研究してまいりたいと思います。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） インボイス制度による影響などについて、関係者にとっては大変大きな問題だと思います。

どこの分野にどれだけの対象者がいるのかということをつかみたかったのですが、経済センサスで5人以下の小規模事業者580事業所に相当な影響があるのだろうと思います。

結局、1,000万円以下の売上げであっても、課税業者に登録せざるを得ないと、大部分がなると思います。

そうでなければ、取引してもらえない。

インボイスを発行しない限り、あなたのところは仕入れ税額控除ができないわけだから別の会社からとなってしまって、結局はほとんど全ての事業者は課税業者にならざるを得ないということで、美幌商工会議所などは大変だと。

国や道に対して、延期だとか、見直しなどの動きが現に起きているということでもあります。

そこで、実は表面上は生きがいということになっていますが、美幌町のシルバー人材センターに対して、町も運営費補助をしていると。

自立営業どころか、自立ができないということで、自治体の負担となっているわけです。

今、300近い自治体から、シルバー人材センターがこのままでは運営できないと。

会員に消費税を払わせることができないわけだから、業者として払わざるを得ないと。

美幌町としては、今のところ北海道シルバー人材センターで検討している結果を見ながらということですが、私はもう少し事

実を公表すべきだと思います。

運営に責任を持っているというのか、設置自治体としてこれまでも運営費に助成をしてきているということで、幾ら町としてシルバー人材センターに運営費助成をしているか。

そして、課税業者になった瞬間に、消費税はどこからも出ないので、結局市町村に払ってもらわなければいけないとなることそのものを、公にする必要があるのではないかと思います。

とりあえず運営費に出している年間の助成額、そして、このまま突き進んだ場合に、美幌町シルバー人材センターが200万円の消費税額をどこから生み出すことになるのか。

結局町ではないかと思うのですが、御見解を伺います。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） まず、ただいまの補助金の実績額でございますが、令和3年度、323万1,000円でございます。

参考までに、令和4年度、347万1,000円。

こちらは当初予算になっております。

当年度の貸借対照表における資産で、現金が当年度の分で約960万円でございますので、経過措置中のインボイスへの対応でございますが、単純計算で200万円を支出すると5年で枯渇するという状況にあるのではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 現在のシルバー人材センターにおけるインボイスへの対応の件についてでございます。

先日、シルバー人材センターともこの件についてお話をさせていただいたところですが、具体的な結論までは至っておりません。

答弁書にあったとおり、北海道シルバー

人材センター連合会で、今、検討しているということではあったのですけれども、道シ連でも幾つか案を出しているところがあります。

事務費というものを発注者からいただいているのですけれども、経過期間中にその事務費率を上げて財源にしようとする案が一つ。

それと、毎年度補助金を特定費用準備資金として積み立てるという案が一つ。

それと、会員さんに対する配分金額を下げて、それを財源に充てようとする案が一つ。

それと、会員さんに課税業者になっていただいで、会員さんがその消費税を納付するという案が一つ。

この案が示された中でどれにすべきかという相談というか、お話をしました。

その中で、現在の美幌町シルバー人材センターの考え方といたしましては、1番最初に申しあげました発注者にその負担を求めるということで、事務費率を上げた中で納付財源を確保していくのが1番妥当ではないかという見解でありました。

私どもからそれがよしあしという言葉は、先日はそこまでの結論は至っていませんけれども、現在シルバー人材センターの考え方としてはそういう状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 3番大江道男さん。

○3番（大江道男君） シルバー人材センターの会員の方々から、やはり今でも十分収入があると思っていないと。

もっと働きたいと。

それは趣味だとかそういうものにとどまらないで、生活が大変なんだ。

だって、年金がもうずっと減らされてきているので、どこで収入があるとするれば、人材センターしかないでしょう。

そういう状況に置かれている会員さんに、お金を出してちょうだいと。

配分金の引下げとは断じてならないなと思います。

もしかしたら、もうやめるという声は、現在でもあるのですよね。

そういう部分からすれば、人材センターそのものが立ち行かないという状況になる可能性が、このインボイス制度をきっかけにしてなるなど。

大変予断を許さない状況にあります。

私は、何よりも問題なのは、こういうのが政治の実態ですよね。

こういう政策のもとで、次どうなるのということと不安をお持ちの会員さん、あるいは町民に対して、今、この制度が延長していけば大変な事態になるのだという情報を町としてどんどん出していくということが、政治離れを防ぐ上でも非常に大事だと思うのですが、最後になります、町長いかがでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町長。

○町長（平野浩司君） 実態をきちんと町民の方々に伝える検討はしていきたいと考えております。

○議長（大原 昇君） これで、3番大江道男さんの一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時20分といたします。

午後0時04分 休憩

---

午後1時20分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎日程第3 報告第8号

○議長（大原 昇君） 日程第3 報告第8号美幌町議会運営委員会事務調査結果報告についてを議題とします。

本件について、委員長より報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕 議会運

営委員会の事務調査結果について、報告させていただきます。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

調査の結果。

美幌町議会運営委員会は、議会の公平性・透明性を確保し、町民に開かれた議会、町民参加を推進する議会、町民に信頼される議会を目指し、議会改革を推進していく必要があることから、令和3年6月に全議員に対して議会改革に関する意見・要望等の調査を行い、各議員から65項目の要望等があった。

このうち、条例・規則等の改正が必要である28項目について、8月に議会改革・活性化調査研究特別委員会を設置し、協議することとした。

残りの37項目について、議会運営委員会で協議検討を重ねてきたが一定の整理・取りまとめを行ったので報告したい。

(1) 議会の活性化について。

専門的な知見の活用について。

地方自治法第100条の2に基づき、必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせる場合は、町民生活に重大な影響を及ぼす重要な施策・課題とし、その都度必要に応じ全員協議会や常任委員会で協議する。

議員間自由討議について。

美幌町自治基本条例及び議会会議規則に記載のない、具体的実施事項として、議会は開会中とし、発言は自席で行い、議事録を作成する。

(2) 開かれた議会について。

議会によるアンケートの実施について。

町民生活に重大な影響を及ぼす議案及び政策課題について、町民アンケートを実施する。

子供議会、中・高生議会の開催について。

中学生や高校生と意見交換を開催しながら、必要に応じて模擬議会を実施する。

議会ホームページについて。

各常任委員会の事務調査に係る協議経過、視察結果等の中間報告を各常任委員会で協議し、ホームページ等に掲載する。

また、議会に関心を持ってもらうため、議会ホームページ等にインターネットの閲覧件数や今日の具体的なスケジュールを掲載する。

議員の担い手育成について。

議会意見交換会において、女性議員及び若手議員の成り手をテーマにして開催するなど意見交換会の充実を図る。

(3) 広報・啓発について。

議会開催の啓発について。

QRコードを入れた通年掲載のポスターを作成し、公共施設等に掲示して「スマホで議会を見る時代」と町民にPRする。

以上、3点7事項について本委員会の協議検討結果を報告したが、記載のない項目については、議会内部的な事務で処理した事項や今後引き続き調査を検討する事項である。

今後とも、さらなる議会活性化を図り、開かれた議会のなお一層の実現を図るため、議会改革について、議員間で活発な論議をしてみたい。

以上であります。

○議長（大原 昇君） これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

以上で、美幌町議会運営委員会事務調査結果報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第4 報告第9号

○議長（大原 昇君） 日程第4 報告第9号美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会に付託中の美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会事務調査結果報告につ

いてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君）〔登壇〕 議会改革・活性化調査特別委員会の事務調査結果について報告させていただきます。

事件名、調査の経過につきましては、記載のとおりであります。

また、調査の結果につきましては、朗読をもって報告にかえさせていただきます。

調査の結果。

近年、地方分権の進展や社会情勢の変化に伴い、議会が果たす役割はますます大きくなってきている。

そうした中、二元代表制における町政の一翼を担う議会としては、その果たすべき役割を明らかにし、町民に開かれた議会、参加しやすい議会となることが求められている。

美幌町議会においては、これまでも議会審議の活性化、効率化など、議会の自己改革に努めてきたが、地方分権の進展に伴い、新たな視点に立った議会改革及び活性化に取り組む必要があることから、令和3年8月4日、令和3年第6回美幌町議会臨時会において、美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会を設置した。

このたび、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上等を目指した改革に関する調査・研究項目について、一定の結論に達したため、本特別委員会のこれまでの調査・研究結果を報告する。

（1）議会のICT化について。

議会のICT活用については、急速な技術の進歩に伴い、地方議会においてもタブレット端末を導入し、ペーパーレス化に取り組んでいる。

美幌町議会では、平成30年、議会運営委員会において研修会及び行政視察を行ってきており、その際の報告では「タブレット等を含めた機器導入については、多額の

費用も想定され、議会を含めた役場全体の効率化を目標とし、新庁舎建設に向けて、行政側との同時導入が最善策」と結論付けたところである。

本特別委員会では、これを引き継ぐ形で、全議員を対象としたデモンストレーション（タブレットの操作体験）を行うなど、議会ICT導入に向け協議を行ってきたが、導入に当たっての細部の検討については、令和3年11月に設置した本特別委員会の小委員会（ICT導入委員会）に付託し、全議員を対象としたデモンストレーションとは別に、他社のデモンストレーションを実施するなど、6回にわたり議論を重ね、本特別委員会へ協議結果の報告があったところである。

小委員会からの報告を受け、本特別委員会において協議した結果、議会関連資料を電子化するペーパーレス化を行うことにより、会議の迅速・効率化の促進並びに文書保存や管理の効率化などを図るとともに、議会活動及び政務活動の活性化並びに円滑な議会運営を図り、より開かれた信頼される議会を実現するため、文書共有システム及びタブレット端末を導入することが望ましいとの結論に至った。

また、文書共有システムは、情報システムに係る経費削減、災害・事故等発生時の安全性確保及び事業継続性を考慮し、クラウド型サービスでの導入が適当であるとの意見で一致し、文書共有システム及びタブレット端末を令和4年度に導入し、活用を図るべきとの結論に至った。

なお、今後の美幌町議会の情報化に資するために「美幌町議会ICT推進基本計画」を作成したこと、また、文書共有システムとタブレット端末の使用に当たっては、議会活動及び政務活動に使用するものとし、私的な使用や選挙活動等への使用は禁止すべきとの意見で一致し、文書共有システムとタブレット端末の使用に関する必要な事項を定めた「タブレット端末使用基

準」を策定したことを併せて報告する。

(2) 議会の活性化について。

議員定数の見直しの検討について。

議員の定数は議会制度の根幹をなすものであり、議会としての本来の役割を果たすには、一定の議員数を確保しなければならない。

本特別委員会においては、議員定数について、オホーツク管内及び北海道内の人口同規模自治体の議員定数に関する調査を行い、美幌町議会にふさわしい議員定数は何人なのか、調査研究を行った。

調査研究の結果、議会と執行機関は、対等な関係で相互に緊張関係を保持しながら、協力して自治体運営に当たる責任を有し、議会は多様な民意を反映させ、政策立案や監視機能を効率的に発揮することが求められており、定数削減することによって常任委員会活動や議会活動に支障をきたすことも想定され、安易な削減は議会の弱体化につながる恐れがあることから、現状維持の14人が適正であるとの結論に至った。

今後も人口減少に伴い、議員の定数の適正化について議論されることが想定されるが、議論する場合は、議会内外において町民と一体となった十分な時間が確保されなければならないと考える。

議会基本条例について。

美幌町においては、平成23年に美幌町自治基本条例を制定しており、同条例第7章に「議会」に関する項目が規定されているが、地方議会で相次いで制定されている「議会基本条例」について調査研究を行った。

多くの「議会基本条例」では、「反問権」や「議会報告会」等について規定されているが、美幌町自治基本条例においてはこれらの項目を規定されており、自治基本条例と分離する必要性がなく、必要に応じて自治基本条例を改正すべき等の意見が出された。

これらのことから、本特別委員会においては、「自治基本条例では不都合であるという明確な理由が生じた場合に、議会基本条例の制定の是非について検討するべきである」という意見で一致した。

議員報酬見直し及び特別委員会委員長、各副委員長の報酬支給について。

地方分権改革等が進み、行政運営の複雑多様化、専門家の進行などにより、自治体運営の一翼を担う議会・議員活動も高度化・専門化していることや、年4回の定例会、不定期の臨時会、また、閉会中の議会・議員活動も増加してきており、他の職をもって議員活動を行うことが非常に困難な状況となっている。

このような状況から議員報酬については、子育て世代、若い世代の議員の成り手を促すためにも議員報酬を増額すべきとする意見、定数を削減せずに報酬を増額することには無理があるという意見、当面の間は現状維持とする意見などが出されたが、最終的に、若年層や多様な人材を広く求めるためには増額が望ましいが、現時点での町の財政状況等を踏まえ増額は困難との見解となり、現状維持との結論に至った。

なお、全国町村議会議長会の「町村議会議員報酬等のあり方検討委員会」によると、「議員報酬の低さにより、専業で町村議会議員の仕事を担うことが難しい状況にあり、若年の勤労世帯が町村議会議員になりにくく、広範な民意反映に支障をきたしていると報告されている。本特別委員会においても同様の意見が出されており、今後は議員の役割と活動に重点を置いた報酬の在り方を検討するとともに、議員の成り手不足の解消に向けた議員報酬の在り方について、継続して調査研究を進めていくことが必要である。

また、特別委員会委員長・各副委員長の報酬支給については、議会活動は委員会の活動が中心であり、その活動を充実していく必要があることを考えると、委員長及び

副委員長の責務は一層拡大していることから、特別委員会の正副委員長及び各委員会の副委員長への報酬についても支給する必要があるとの意見も出されたが、議員報酬同様、現時点での町の財政状況等も踏まえ、現行どおりとの結論に至った。

議会モニター制度について。

議会モニター制度については、令和元年12月、議会運営委員会において先進地である斜里町議会を視察したが、本特別委員会においては、既に導入されている芽室町議会及び浦幌町議会の資料収集、さらには質問事項等により調査を行った。

議会モニター制度は、本会議及び各委員会の傍聴や議会の広報・広聴施策などを通じて、「議会運営等に関し、町民の皆様からの意見・提言などを幅広く聴取し、議会運営に反映すること」を目的に設置されており、開かれた議会を目指すことで進められている。このことから、議会モニター制度の導入について前向きに検討するとの意見が出されたが、最終的にはモニター制度の具体的な活動や、メリット・デメリットなどの課題等について時間をかけて調査検討をすべきとの意見で一致し、今後は議会運営委員会による継続調査事項として取り扱うこととした。

各常任委員会、全員協議会等のインターネット中継及び会議録のホームページ掲載について。

美幌町議会においては、現在、定例会及び臨時会の本会議についてのみインターネット中継と会議録のホームページ掲載を行っており、各常任委員会全員協議会及び特別委員会についてはインターネット中継を行っておらず、また、会議録のホームページ掲載も行っていない。本特別委員会では、開かれた議会を目指すためにも、各常任委員会等においても積極的に公開していく必要があるとの意見で一致したが、非公開事項の取扱いなどの課題を整理する必要があるため、今後も先進地視察等により調

査検討を行い、各常任委員会等におけるインターネット中継及び会議録のホームページ掲載を実施するべきとの結論に至った。

(3) 議会報告会について。

美幌町議会においては、平成23年4月の美幌町自治基本条例施行以降、広報広聴の取組の一つとして「議会報告会」及び「意見交換会」を実施しているが、参加者が少ない、あるいは、参加者の固定化などの課題もある。これら課題を念頭に、これまでの取組をさらに前進させるべく「より多くの人に参加してもらうこと」及び「参加しやすい環境を整えること」を議論した結果、議会報告会及び意見交換会を同時開催とするが、町民との対話を重点とした開催にするために、タイムリーな話題、町民にとって関心のあるテーマとした意見交換会を行うべきとの意見で一致し、必要に応じて意見交換会のみでの実施についても検討すべきとの結論に至った。

以上、本委員会が議会のICT化をはじめ、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上等を目指した改革に関する一定の結論である。今後とも、さらなる議会の活性化を図り、開かれた議会のなお一層の実現を図るため、議員間で活発に議論してまいりたい。

○議長(大原 昇君) これから、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(大原 昇君) 質疑なしと認めます。

以上で、美幌町議会改革・活性化調査研究特別委員会事務調査結果報告についてを終わります。

---

#### ◎日程第5 承認第12号

○議長(大原 昇君) 日程第5 承認第12号専決処分の承認についてを議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の12ページになります。

承認第12号専決処分の承認について御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを町議会に報告し、承認を求めます。

13ページをお開き願います。

専決処分書。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第1号）について、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業の事務執行等のため急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決日は、令和4年5月19日付であります。

専決内容について御説明しますので、14ページを御覧ください。

令和4年度美幌町一般会計補正予算（第1号）。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ532万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116億5,947万7,000円とする。

第2項につきましては、事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、23、24ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、4項選挙費、2目参議院議員選挙費、1、参議院議員選挙事務費の減は、7月10日に執行される第26回参議院議員通常選挙に係る事務費につきまして、当初予算で計上した経費に変更が生じたことから、予算の組替え、予算額の変更を行うものでございます。

業務等委託料の1行目、ポスター掲示場作成等委託料36万7,000円は、北海道

選挙区のポスター掲示場の設営に当たり、立候補者数の増加が見込まれたことから、当初の12区画から4区画を増やし、16区画の掲示場を設営するための増額になります。

その下の選挙システム設定等委託料317万7,000円の減額につきましては、選挙人の受付名簿につきまして、各投票所の個別管理から一元管理へ投票システムを変更する予定でありましたが、システムに不具合が発生した際のサポート体制が整っていないことから、今回は導入を見送ろうとするもので、予算を整理するものでございます。

事務用機器等借上料238万7,000円の減額は、ただいま御説明いたしました投票システムの導入見送りに伴う機器借上げの減額のほか、得票読み取り分類機の追加導入にあたり、機器の借上げから機器の購入へ予算の組替えを行うことによる減額になります。

機械器具341万円は、得票読み取り分類機1台を購入するための経費になります。

次に、3目の知事及び道議会議員選挙費、1、知事及び道議会議員選挙事務費の減は、令和5年4月の統一地方選挙に係る事務費につきまして、当初予算で計上した経費に変更が生じたので、予算額の変更を行うものであります。

業務等委託料選挙システム設定等委託料14万3,000円の減額と事務用機器等借上料170万5,000円の減額につきましては、投票システムの導入を見送ることに伴う予算の整理になります。

内容につきましては、先ほどの参議院議員選挙事務費と同様になります。

続いて、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業576万3,000円は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、物価高騰等に直面する

低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を給付するための経費で、事業費の全額が国庫補助金により措置されます。

支給対象は、令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯で、対象となる児童は、令和4年3月31日時点で18歳未満の子ですが、令和5年2月末までに生まれる新生児も対象となります。

特別給付金の給付に必要な事務費を計上するほか、対象児童を80名と見込み、特別給付金400万円を予算計上いたします。

次に、下段の4款衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費、1、感染等予防対策事業費の増、消耗品費234万円につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、抗原抗体検査キットを追加購入するための費用になります。

昨年7月以降、これまで検査キットを5,500セットを購入し、感染者または濃厚接触者が確認された場合、不安を解消するために関係者へ検査キットを配布してございますが、在庫が残り僅かとなりましたので、今回検査キットを3,000セット追加購入いたします。

25、26ページをお開き願います。

12款の職員給与費、1項1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金給付事務に従事する職員の時間外勤務手当といたしまして、85万7,000円を追加いたします。

次に、歳入について御説明しますので、21、22ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目の民生費国庫補助金696万円は、子育て世帯生活支援特別給付金給付に係る国庫補助金で、事業費の全額が財源措置されます。

次に、17款の道支出金、3項委託金、

1目総務費委託金515万1,000円の減は、歳出で御説明したとおり、選挙事務費に係る予算の組替え、予算額の変更に伴う委託金の減額になります。

次に、20款の繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金351万6,000円につきましては、今回の補正予算に係る財源として、財政調整基金からの繰入れを行うものでございます。

なお、参考資料の26ページ、資料10に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、承認第12号専決処分の承認について御説明を申し上げました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 24ページの参議院選挙費の事務費の減でございますけれども、先ほどの説明で投票の一括方式を当初予定したけれども、導入が整わないということで具体的に説明いただきたい。

また、今後このシステムが導入されれば、自分の指定の投票所でなくても、例えば、買物ついでに近くの投票所に行くとか、自由に町内に行くことが可能になるということで、来年統一地方選挙ありますけれども、実施はいつぐらいの選挙をめぐりに準備をなされているのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木斉君） 御答弁申し上げます。

まず、今回導入を見送りました当日投票システムにつきましては、現在10の投票区がございまして、10の投票区ごとに選挙人名簿を分類いたしまして、選挙の受付事務をやっております。

これを一元管理して、それぞれ市街地も

農村地域も1か所のデータのところにアクセスをして、そして、選挙の受付をできるというシステムを導入することを目指してまいりましたが、先ほど総務部長からも説明がありましたように、機器の異常時のサポート体制とかがまだ取れていないということもございまして、今回は導入を見送ったものでございます。

このシステムにつきましては、導入されると、今、議員の質問にあったとおり、投票所の共通化というの見込まれるものですから、現在実施しております参議院議員選挙及び来年実施されます統一地方選挙で、選挙事務の現状の把握やこのシステムの内容等につきまして、しっかり選挙管理委員会で見極め、把握いたしまして、それ以降になるべく実施していくよう努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） 11番上杉晃央さん。

○11番（上杉晃央君） 状況は分かりました。

それで、システム側のサポート体制ということ、要は委託先でこのシステムを運用していくためのサポート体制は、行政側のサポート体制ではなくて、システム側のサポート体制がまだ今の時点ではちょっと不安があるということで、もう少し時期を見極めたいと受け止めてよろしいですか。

○議長（大原 昇君） 選挙管理委員会事務局長。

○選挙管理委員会事務局長（佐々木斉君） 御答弁申し上げます。

御質問のとおりでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、承認第12号専決処分の承認

についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は承認することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本件は承認することに決定しました。

---

#### ◎日程第6 同意第4号

○議長（大原 昇君） 日程第6 同意第4号美幌町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案書27ページでございます。

同意第4号美幌町教育委員会教育長の任命について御説明申し上げます。

本町教育委員会教育長矢萩浩氏は、本年8月31日をもって任期満了となりますので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

氏名、矢萩浩。

住所及び生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第4号美幌町教育委員会教育長の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第7 同意第5号

○議長（大原 昇君） 日程第7 同意第5号美幌町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（平野浩司君） 議案書28ページでございます。

同意第5号美幌町教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

本町教育委員会委員小川慶子氏は、令和4年9月28日をもって任期満了となるので、次の者を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるところでございます。

氏名、小川慶子。

住所及び生年月日につきましては、議案に記載のとおりでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、同意第5号美幌町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第8 議案第32号

○議長（大原 昇君） 日程第8 議案第32号動産の取得についてを議題としま

す。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の29ページをお開きください。

動産の取得についてを御説明申し上げます。

議案第32号動産の取得について、次のとおり動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の1ページをお開き願います。

資料1、議案第32号関係。

動産の取得について。

除雪グレーダ1台の購入で、平成18年度購入のサイドウイング付除雪グレーダの更新であります。

納入場所、美幌町字報徳79番地の4。

動産の概要は記載のとおりであります。

見積合わせ年月日、令和4年5月20日。

見積依頼業者名ですが、今回購入の除雪グレーダは除雪作業等において必要となるサイドウイング付のものでありまして、現在、サイドウイング付のグレーダーは、日本キャタピラーでしか製造していないため、記載の一社と随意契約をするものであります。

取得の金額、6,923万9,500円。

参考であります。消費税抜き額は、6,294万5,000円。

落札率は、93.8%であります。

取得の相手方、北見市小泉420番地1、日本キャタピラー合同会社北見営業所、所長関下拓也であります。

契約保証金免除。

契約年月日、議決後本契約による。

納入期限は令和5年3月31日でありませぬ。

以上、御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行

います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第32号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第9 議案第33号

○議長（大原 昇君） 日程第9 議案第33号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書の30ページになります。

議案第33号動産の取得について御説明を申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の2ページをお開き願います。

資料2、議案第33号関係。

小中学校用電子黒板一式でございます。

納入場所は、町内5校の小中学校になります。

動産の概要でございます。

電子黒板75V型（標準スタンド付）であります。

台数は24台となり、各学年に1台ずつ配置いたします。

小学校18台、中学校6台になります。

機種はエルモ社製で、実物投影機付となります。

入札年月日は、令和4年5月17日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の9業者であります。

取得の金額は、1,824万2,400円であり、落札率は98.01%であります。

取得の相手方は、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山武徳であります。

契約保証金は免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、令和5年3月31日であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） すみません、ちょっと参考までに聞きたいのですけれど、このメーカーと機種は行政側からの指定なのか、入札相手からの提案なのか。

もし、提案型であれば、何社ぐらいのメーカーの見積りがあったのか、お願いします。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

電子黒板につきましては学校側と協議をいたしまして、こちらから指定をしたというものでございます。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第33号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決さ

れました。

---

◎日程第10 議案第34号

○議長（大原 昇君） 日程第10 議案第34号動産の取得についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 議案書の31ページになります。

議案第34号動産の取得について御説明を申し上げます。

次のとおり、動産を取得するものとする。

記以下につきましては、参考資料で御説明いたしますので、参考資料の3ページをお開き願います。

資料3、議案第34号関係。

各中学校校務用端末一式でございます。

本年度の購入機器につきましては、平成27年度に導入いたしました町内中学校2校の教員用パソコンの更新となります。

納入場所は、美幌中学校と北中学校になります。

動産の概要であります。ノート型コンピューターは、美幌中学校23台、北中学校24台となり、富士通製で校長以下教職員用になります。

次に、デスクトップ型コンピューターは、各校1台となります。

富士通製で、管理用として共用で使用するコンピューターであり、CDの読み込みや画像編集、インターネットメール用として使用するものでございます。

次に、管理用サーバーは各校1台となります。

富士通製であり、停電など非常時対応のため、無停電装置付となっております。

次に、ソフトウェアはSKY社製で、ネットワーク機器などの一元管理を行うものであります。

なお、それぞれの仕様及び機能につきま

しては記載のとおりでございます。

入札年月日は、令和4年5月17日。

指名業者は、株式会社久山商店ほか記載の9業者であります。

取得の金額は、2,209万2,400円であり、落札率は97.17%であります。

取得の相手方は、網走郡美幌町字大通北3丁目12番地、株式会社久山商店、代表取締役久山武徳であります。

契約保証金は免除。

契約年月日は、議決後本契約による。

納入期限は、令和5年3月31日であります。

以上、御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第34号動産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり、決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第11 議案第35号

○議長（大原 昇君） 日程第11 議案第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の32ページになります。

議案第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のため

の財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、田中・日並、古梅、駒生・登栄辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり定める。

今回策定する総合整備計画は、辺地対策事業債、交付税措置率80%を活用して公共的施設を整備する場合、今後5年間の整備計画を定め、事前に総務大臣へ提出しなければならないことから、議会の議決をいただくものとなります。

それでは、総合整備計画書案につきまして御説明いたしますので、33ページをお開き願います。

まず、田中・日並辺地に係る総合整備計画書案になります。

1、辺地の概況は記載のとおりであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情でございますが、市街地から約7キロの位置にある田中・日並地区につきましては、公共下水道の処理区域外であること、児童・生徒の通学手段の確保が必要なこと、農作物の運搬路でもある町道の整備が課題になってございます。

このため、3、公共的施設の整備計画に記載のとおり、令和4年度から令和8年度まで5年間の計画を策定するもので、期間内に三つの事業を実施予定でございます。

1点目の下水道個別排水処理施設は事業費として2,050万円を、うち辺地対策事業債の予定額を670万円と見込んでおり、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する計画であります。

2点目のスクールバスは、平成13年に導入した47人乗りのバスの更新になります。

事業費は2,600万円、その全額を辺地対策事業債により申請する予定であります。

3点目の道路、町道第36号道路は、経年劣化により舗装路面の劣化が著しいことから、舗装の打ち替えを行うもので、路線

延長は4,693メートル、幅員は5.5メートルであります。

なお、事業主体は北海道であり、事業費の2,880万円につきましては、総事業費のうち町が負担する22.5%相当額になりますが、うち2,870万円を辺地対策事業債で申請予定であります。

以上で、田中・日並辺地に係る計画書案になります。

次に、34ページを御覧願います。

続いて、古梅辺地に係る総合整備計画書案になります。

1、辺地の概況は記載のとおりであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情であります。市街地から約15キロの位置にある古梅地区は、公共下水道の処理区域外であること、児童・生徒の通学手段の確保が必要なこと、以上の課題がございます。

このため、3、公共的施設の整備計画に記載のとおり、令和4年度から8年度までの5年間の計画を策定するもので、計画期間内に二つの事業を実施予定であります。

1点目の下水道個別排水処理施設は事業費として2,050万円を、うち辺地対策事業債の予定額を670万円と見込み、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する計画であります。

2点目のスクールバスは、平成15年に導入した47人乗りのバスの更新になります。

その全額を辺地対策事業債で申請予定であります。

古梅辺地の計画書案は、以上になります。

続いて、35ページをお開き願います。

駒生・登栄辺地に係る総合整備計画書案になります。

1、辺地の概況は記載のとおりであります。

2、公共的施設の整備を必要とする事情

でございますが、市街地から約5キロの位置にある駒生・登栄地区は、公共下水道の処理区域外であること、冬季間における自動車の交通の確保が課題となっております。

このため、3、公共的施設の整備計画に記載のとおり、令和4年度から8年度まで5年間の計画を策定するもので、計画期間内に二つの事業を実施する予定でございます。

1点目の下水道個別排水処理施設は事業費として2,050万円を、うち辺地対策事業債の予定額を670万円と見込み、今後5年間で合併浄化槽5基を設置する予定であります。

2点目の除雪機械は、平成14年に導入した除雪ダンプの更新になります。

事業費は5,360万円。

国庫補助3,570万円を除いた1,790万円につきまして、辺地対策事業債を申請する予定であります。

以上のとおり、田中・日並辺地、古梅辺地、駒生・登栄辺地の3地区につきまして、公共的施設の総合整備計画を策定しようとするものであります。

以上、議案第35号につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 33ページ、田中・日並辺地債の道路工事。

自分はなかなか記憶がなかったのですけれど、辺地債でもって道路整備をするということなのですが、総額がどのぐらいの金額なのか、分かれば教えてしい。

それと、なぜ、この道路整備が辺地債を充てることになったのか。

今後同じような形で、整備事業が相当数可能なのかがどうか1点。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 総事業費のお尋ねですね。

総事業費につきましては、現時点で1億2,800万円と試算しております。

そのうちの町の負担が22.5%相当額ということで、こちら計画書案には2,880万円を記載させていただいております。

○議長（大原 昇君） 財務課長。

○財務課長（吉田善一君） 松浦議員の御質問にお答えいたします。

今回の道路整備で辺地債が活用できる理由ですけれども、辺地の地域における財政的に有利な辺地対策事業債の活用例として、そういった農道等の整備が対象となっておりますので、今回活用させていただくことで計画しているところであります。

今後の辺地対策事業債の活用の方向性ですけれども、今後も財政的に有利な起債の活用が可能であれば活用してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） いいことだなと思いますけれども、財政的に可能な範囲ということがどういうことを言っているのか。

可能な範囲というの何をもって言っているのか。

有利だというのは、22.5%交付税措置を受けられるのか、受けられないのかも含めて、もう少し説明してください。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 御答弁申し上げます。

まず、交付税措置については、町が負担する分については対象になります。

普通交付税として80%が措置されるものであります。

皆さんも御承知のとおり、美幌町は過疎地域に指定されており、町内全域が過疎指定を受けておりますので、要件に合致すれば過疎対策事業債を申請できる環境にあり

ますが、こちらは辺地対策事業債ということで、過疎の70%よりも10%高い80%の交付税措置がございまして、辺地計画を策定した上で国が認めていただけるのであれば、財政的に有利な辺地対策事業債を活用したいと、そのような考えでございまして。

ただ、先ほど財務課長も申し上げたかと思えますけれども、各自治体でいかにこう計画しようとも、毎年度国のほうで予算額があります。起債の全体枠です。

過疎債もそうですし、辺地債もそうですけれども、ちょっと記憶にないのですが、過疎債は毎年度全国で5,000億円か6,000億円ぐらいしか予算がないのです。

ですから、手を挙げてみても必ずしも全部が当たらないという状況です。

辺地債も同様に、もう少し予算規模は少なかつたと思えますけれども、必ず申請すればこの予算措置を受けられるという環境ではありませんので、そういう意味では、まず、計画書案にしっかり載せた中で、次は、申請をして少しでも財政上有利なものを獲得できるような環境を整えていきたいという、そういった意味合いもあって今回計画書案に登載しているということで、御理解いただければと思います。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） それで、一つだけ今後のことを聞きたいのですけれど、たまたま美幌町の畑総の中の取りこぼしの農道が結構あって、砂利道のまま受益が足りなくて放置されている農道が数か所。

そうとなれば、舗装の張り替えではなくて、路盤整備がある程度町の工事でやっていますから、舗装工事でいける可能性のある農道があったとしたら、そういうのは畑総の計画の中でなく、同じような辺地債で申請が可能だという認識でいいということですか。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） 今、例えば畑総の対象にならないで全ての事業費を起債事業でやるのかというお尋ねですか。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩君。

○12番（松浦和浩君） 畑総でやったときに、受益の関係で砂利道のまま残っているエリアがある。

そういうところは、畑総の再更新がきついで、それは道の特別資金を使うか、町の予算かを考えたら、この辺地は使えるのかという話。

残っている農道整備で。

○議長（大原 昇君） 総務部長。

○総務部長（小室保男君） その場合、おそらくその総事業費全てが何も補助が入らないのだと思うのです。

ですから、事業費全てが起債事業になりますので、非常に大きな借金になるのだと思います。

なかなか難しいのではないかと。

○議長（大原 昇君） 松浦さん、ちょっと確認していいですか。

一つの事業の中に外れた地域からの話なのですか。

それとも、前にやった事業から外れての事業のことを聞いているのですか。

前に外れた事業費で、今回の事業とはまた関係するやつが残っているよという話ですか。

○12番（松浦和浩君） だから、同じく農道整備だから、農道の整備されていない農道があるのです。地域によっては。

そこは、道営の畑総で道路整備の予算があったけれど、それを使わないでも辺地債で今みたいに農道整備が今後も可能なのかと聞いているのです。

○議長（大原 昇君） 事業に関係なく、辺地債だけでということですね。

○議長（大原 昇君） 副町長。

○副町長（高崎利明君） ただいまの御質問でございますけれども、先ほど説明した

とおり、辺地事業債は道路が対象にはなりませんけれども、今回の計画している部分は、道の補助事業によって補助金が入って、補助残を起債でやるという部分で、今、松浦議員がおっしゃった単独での道路整備となると事業費が非常に大きくなりますので、それを全て起債事業でやるということは、町の財政的な負担、起債の償還等いろんな部分がありますので、なかなか難しいと。

できる限り補助事業で採択した部分で対応していきたいという考えでございますので、よろしくお祈りいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第35号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、14時40分といたします。

午後2時27分 休憩

---

午後2時40分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど、松浦議員からの質疑に対して、総務部長の答弁を直したいという申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 大変申し訳ございません。

先ほど、議案第35号の説明で町道第3

6号道路の総事業費のお尋ねがございました。

私、1億2,800万円ということで説明させていただきましたが、この総事業費につきましては、5か年の計画期間中の事業費になります。

令和8年度までは1億2,800万円ということなのですが、この道路全体の総事業費につきましては、今現在で4億7,600万円を見込んでいるということでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

よろしくお祈りいたします。

---

### ◎日程第12 議案第36号

○議長（大原 昇君） 日程第12 議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の36ページになります。

議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約を次のとおり変更する。

記以下につきましては参考資料により御説明いたしますので、参考資料の4ページをお開き願います。

資料4、議案第36号関係。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

変更目的でございますが、新規に加入する団体が生じたことから、組合を組織する団体に追加するため、規約を変更しようとするものでございます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合につきましては、議員の公務上の災害補償に関する事務を共同処理し、議員の生活の

安定と福祉の向上に寄与することを目的に設置された一部事務組合であります。

変更内容であります。組合を組織する団体に上川中部福祉事務組合を追加いたします。

なお、参考資料の5ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

根拠法令は地方自治法。

施行日は総務大臣の許可の日であります。

以上、議案第36号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第36号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議案第37号

○議長（大原 昇君） 日程第13 議案第37号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の37ページになります。

議案第37号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定によ

り、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。

記以下につきましては参考資料により御説明いたしますので、参考資料の6ページをお開き願います。

資料5、議案第37号関係。

北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について。

変更目的でございますが、議案第36号と同様、新規に加入する団体が生じたことから、規約を変更するものでございます。

北海道市町村職員退職手当組合につきましては、職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理し、職員の福祉の増進を図るとともに、市町村財政の安定化に寄与することを目的に設置された一部事務組合であります。

変更内容であります。組合を組織する団体に上川中部福祉事務組合を追加いたします。

なお、参考資料7ページに規約の新旧対照表を掲載しておりますので、御確認をいただければと思います。

根拠法令は地方自治法。

施行日は総務大臣の許可の日になります。

以上、議案第37号について御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第37号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第14 議案第38号

○議長（大原 昇君） 日程第14 議案第38号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の38ページになります。

議案第38号北海道市町村総合事務組合格約の変更について御説明を申し上げます。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合格約を次のとおり変更する。

記以下につきましては参考資料により御説明いたしますので、参考資料の8ページをお開き願います。

資料8、議案第38号関係。

北海道市町村総合事務組合格約の変更について。

変更目的でございますが、先ほどの議案と同様、新規に加入する団体が生じたことから、規約を変更しようとするものでございます。

（「説明省略」と発言する者あり）

以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第38号北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第15 議案第39号

○議長（大原 昇君） 日程第15 議案第39号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

町民生活部長。

○町民生活部長（関 弘法君） 議案書の43ページになります。

議案第39号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について御説明を申し上げます。

美幌町税条例等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料により御説明いたしますので、参考資料の10ページをお開き願います。

資料7、議案第39号関係。

美幌町税条例等の一部を改正する条例制定について。

改正目的でございますが、地方税法の一部改正に伴い、所要の税条例の改正を行うほか、新型コロナウイルス感染症の影響を緩和するため国民健康保険税の減免申請期限などについての改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、3項目でございます。

一つ目は、個人住民税についてでございますが、住宅ローン控除、住宅借入金等特別税額控除の延長についてでございます。

これまで、控除対象となる入居期限は令和3年中までとなっておりましたが、令和7年中まで延長となることに伴いまして、税額控除適用期限をこれまでの令和15年度から令和20年度までに延長するものでございます。

二つ目は、国民健康保険税についてでございますが、新型コロナウイルス感染症の

影響により、減免対象年度の変更及び減免申請期限の特例の延長についてでございます。

令和2年度から実施してございます新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免につきまして、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを納期限とする令和4年度課税分につきましても同様の扱いとし、また、納期限後においても減免申請をすることができることとするものでございます。

最後三つ目、その他といたしまして、地方税法の改正に伴う引用条項や字句の整理を行おうとするものでございます。

根拠法令は地方税法。

施行日は、個人住民税、住宅ローン控除の延長につきましては令和5年4月1日、国民健康保険税減免申請期限の特例の延長につきましては公布の日でございます。

なお、参考資料11ページから20ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

以上、議案第39号について御説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第39号美幌町税条例等の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第16 議案第40号

○議長（大原 昇君） 日程第16 議案第40号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 議案の48ページになります。

議案第40号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料により御説明いたしますので、参考資料21ページをお開き願います。

資料8、議案第40号関係。

美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について。

改正の目的でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していますことから、介護保険料の減免の特例に関して、対象年度の変更と申請期限の特例を延長しようとするものでございます。

なお、参考資料22ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照いただければと思います。

根拠法令は、介護保険法施行令。

施行日は公布の日とし、令和4年4月1日に遡及適用しようとするものでございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第40号美幌町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正す

る条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第17 議案第41号

○議長（大原 昇君） 日程第17 議案第41号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長（那須清二君） 議案の49ページをお開き願います。

議案第41号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定について御説明申し上げます。

美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

記以下につきましては参考資料で御説明いたしますので、参考資料の23ページをお開きください。

資料9、議案第41号関係。

条例名は省略させていただきます。

改正の目的であります。特定環境保全公共下水道の区域を拡大し、美幌町公共下水道事業計画を変更したため、条例の一部を改正するものでございます。

改正内容でございますが、稲美Ⅱ・野崎地区として、既に下水道に接続済みの施設を対象区域とするとともに、同地区で下水道への接続が見込まれる施設があることから、公共下水道事業計画の特定環境保全公共下水道区域を3.5ヘクタール拡大し、条例に規定する面積を102.1ヘクタールから105.6ヘクタールへ改正するものでございます。

なお、24ページに今回の拡大区域の場

所を図示しておりますので、御覧いただきたいと思っております。

新旧対照表につきましては、25ページを御参照願います。

根拠法令等は下水道法で、施行日は公布の日でございます。

以上、御説明いたしました。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第41号美幌町公共下水道設置条例の一部を改正する条例制定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第18 議案第42号

○議長（大原 昇君） 日程第18 議案第42号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 議案書の50ページになります。

議案第42号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策として4回目のワクチン接種に係る経費を、また、農林水産省の間接補助事業に係る補助金などを追加するものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,664万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,611万8,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、59、60ページをお開き願います。

3、歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目の住民活動推進費、1、住民活動推進事業費の増、補助金、自治会連合会補助金146万9,000円につきましては、自治会活動の充実と共助、コミュニティー活動の促進を図るため、自治会連合会が実施するフレイル予防、介護予防の取組が、一般財団法人地域活性化センターのがんばる地域応援事業助成金に採択されましたので、予算計上をするものでございます。

自治会連合会が主体となり月に2回、地域集会室などを会場に元気づくりサロンを開設し、適度な運動や栄養バランスの講習、ゲームや脳トレなどを通じ、フレイル予防、介護予防に取り組むもので、事業の実施に必要な備品購入等に対し、助成金が交付されます。

次に、9目の財政調整等基金費、1財政調整等基金積立金の増、積立金5,000円につきましては、5月2日、仲町1丁目在住の渡部清様から町のために役立ててほしいと御寄附がございましたので、財政調整基金へ積立てを行います。

なお、参考資料26ページ資料10に基金の年度末予定残高を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

次に、中段になります。

2項の徴税费、1目税務徴税费、2、町税等収納事務費の増、業務等委託料、軽自動車税関係手続電子化対応プログラム改修

委託料346万5,000円につきましては、オンラインに向けた手続を開始するための準備経費になります。

内容であります。軽自動車に係る関係手続のオンライン化により、口座振替者に対する納税証明書の送付が不要になるほか、納税証明書を紛失した際の再発行が不要になるなど、事務の簡素化と利便性の向上が図られることとなります。

その下、3項1目の戸籍住民基本台帳費、1、戸籍住民基本台帳事務費の増、消耗品費16万7,000円につきましては、ポケモンのキャラクターを印刷した婚姻届の用紙と出生届の写しを配布する際に使用するクリアファイルをそれぞれ購入する経費になります。

内容でございますが、株式会社ポケモンと北海道との包括連携協定により、地域の活性化に寄与することを目的にポケモンのキャラクターを活用する場合、無償で使用できますので、美幌町独自の取組を行おうとするものであります。

まず、ポケモンのキャラクターを印刷した婚姻届の用紙を1,000枚購入いたします。

また、ポケモンのキャラクターがプリントされたクリアファイル500枚を作成し、出生届を提出された方に届書の写しを記念にお渡しするものでございます。

下段になります。

4款の衛生費、1項保健衛生費、2目の予防費、2、予防接種事業費の増、4,014万2,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種にかかる経費になります。

4回目の接種につきましては、重症化予防を目的に実施いたしますが、対象となる方は3回目の接種完了から5か月以上を経過した60歳以上の方、18歳以上の基礎疾患をお持ちの方、その他、重症化リスクの高いと医師が認める方で、7月の中旬には接種券を発送できるように準備を進めて

いるところであります。

集団接種につきましては、7月30日から9月11日までの週末に計10回、しゃきとプラザを会場に実施いたします。

個別接種につきましては8月1日から9月10日をめぐり、国保病院、田中医院、工藤医院、玉川医院において、それぞれ実施を予定してございます。

これまでと同様にコールセンターによる電話の受付、インターネットの予約システムにより予約を受付する予定でございます。

予算計上しております事務事業協力報償の329万5,000円につきましては、集団接種に従事する医師及び看護師の報償費、交通費になります。

議案書の61、62ページ、業務等委託料を計上してございますが、この中の1行目のワクチン接種委託料2,281万5,000円につきましては、集団接種を美幌医師会と産学医に、個別接種を町内の医療機関にそれぞれ業務委託する費用になります。

また、業務等委託料の5行目、ワクチン被接種者送迎委託料200万円につきましては、交通手段のない方のタクシー送迎費用で、往復1,000人分を予算計上いたします。

続いて、中段の6款農林水産業費、1項農業費、4目の農業振興費、1、農業振興事業費の増、補助金、スマート農業導入支援事業補助金100万円につきましては、農林水産省の間接補助で事業採択の割当て内示を受けたことから、予算計上するものであります。

内容でございますが、小麦用コンバインの自動操舵装置を共同購入、共同利用する農家2戸に対し、100万円を上限に補助されるもので、スマート農業の推進により、農作業の効率化と生産性の向上を図るものであります。

その下の8、持続的畑作生産体系確立緊

急対策事業、補助金、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業補助金7,359万1,000円につきましても、農林水産省の間接補助になります。

事業内容でございますが、てん菜、ビートから需要の高い作物への転換、省力作業機械の導入、基幹作業の委託化、病害虫抵抗性品種の導入などの取組に対し補助されるもので、事業主体につきましては、JAびほろほか6団体であります。

次に、2項の林業費、1目林業総務費、2、林業推進事業費の増、業務等委託料、企業の森看板作成委託料27万5,000円につきましては、日本甜菜製糖株式会社美幌製糖所様より、企業の森づくりの寄附申出がございましたので、植林予定地に設置する看板の作成費用になります。

下段になります。

10款の教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2、小学校スクールバス運行事業費の増、修繕料の56万5,000円は、平成26年3月に取得したスクールバスのミッションが故障したことによる修理費用になります。

5月23日、児童を送迎した後、回送中に走行不能になったもので、既存の予算で既に修理済みではありますが、今後のスクールバス運行に支障を来さぬよう、今回の修繕に要した費用を増額補正し、一定額の修繕料を確保するものであります。

1番下になります。

2目の教育振興費、1小学校教材整備事業費の増、消耗品費30万円は、行政報告いたしましたでしたが、5月16日に有限会社古館板金工業所様から、子供たちのための図書充実に役立ててほしいと100万円の御寄附がございましたので、小学校3校の学校図書館の蔵書充実に図るため、各10万円分の図書を購入いたします。

次のページ、63、64ページになります。

3項の中学校費、2目教育振興費、1、

中学校教材整備事業費の増、消耗品費20万円は、こちらにつきましても古館板金工業所様からの御寄附を活用し、中学校2校の学校図書館の蔵書充実を図るため、各10万円の図書を購入するものでございます。

その下の4項社会教育費、5目図書館費、3、図書館活動促進事業費の増、消耗品費の59万円は、子供たちのために図書充実に役立ててほしいと御寄附がございましたので、図書館の蔵書充実を図るための予算措置になります。

59万円の内訳になりますが、まず、古館板金工業所様からいただいた100万円のうち50万円を活用いたします。

そのほかに、3月24日、匿名の方から3万円の御寄附が、3月29日、大屋委代様から1万円の御寄附が、また、5月10日に美幌仏教団様から5万円の御寄附がありましたので、合わせて59万円を活用いたします。

次に、12款の職員給与費、1項1目職員給与費、1、職員給与支給事務費の増、その他手当365万9,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチンの4回目の集団接種に従事する職員の時間外勤務手当などの追加になります。

また、2、会計年度任用職員給与支給事務費の増、121万3,000円は4回目のワクチン接種に対応するため、7月から12月までの6か月間、事務従事者1名を任用するための経費になります。

次に、歳入について御説明しますので、議案書の57、58ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

16款国庫支出金、1項国庫負担金、2目の衛生費国庫負担金及び2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金につきましては、新型コロナウイルスワクチン4回目接種に係る対策費、事業費の全額が国から財源措置されるものであります。

次に、17款の支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金は、スマート農業導入支援事業、持続的畑作生産体系確立緊急対策事業に係る農林水産省の間接補助になります。

中段の19款寄附金、1項1目一般寄附金5,000円につきましては、5月2日、仲町1丁目在住の渡部清様から町のために役立ててほしいと、5,000円の御寄附をいただいたものであります。

その下の4目教育費寄附金105万円は、2件の御寄附になります。

5月10日、美幌仏教団様から図書館の蔵書充実のために役立ててほしいと5万円を、5月16日古館板金工業所様から創業70周年及び法人設立50周年を記念し、子供たちのための図書充実に役立ててほしいと100万円をそれぞれ御寄附いただいています。

次に、20款の繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金575万円につきましては、今回の補正予算に係る財源として、財政調整基金からの繰入れを行います。

下段の22款諸収入、5項雑入、5目雑入151万1,000円のうち4万2,000円につきましては、雑誌スポンサー制度の広告料収入になります。

また、146万9,000円は、歳出で御説明したとおり、自治会連合会が主体となり実施するフレイル予防、介護予防の取組が一般財団法人地域活性化センターの助成金に採択されましたので、予算措置を行うものでございます。

以上、議案第42号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第2号）につきまして御説明を申し上げます。

私からの説明は以上なのですが、先ほど私が説明した中で1点、4回目のワクチン接種にかかる扱いで若干訂正がございます。

大変申し訳ございません。

内容については、福祉部長から行います。

○議長（大原 昇君） 福祉部長。

○福祉部長（河端 勲君） 大変申し訳ございません。

先ほど、4回目のワクチン接種の個別接種の部分で、民間クリニックの中で工藤医院ということで御説明をさせていただいたところなのですが、今回工藤先生から接種に関しては御辞退されるという旨、私どもに連絡が入っておりました。

誠に申し訳ございません。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） 60ページの住民活動推進事業費なのですけれど、自治会連合会が受け手になって月2回、フレイル予防の運動をする団体がいれば、備品購入などに購入費を出すということなのですけれど、この受け手は自治会連合会で機材を買ったりするのか、それとも、各地域の団体に出すのか。

その辺のことをもう少し詳しくお知らせください。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

購入するのは、自治会連合会で購入することになります。

詳細は今後詰めていくことになるのですが、自治会連合会が地区連絡協議会、町内市街地に四つありますけれども、その区域で実施する予定になっておりますので、そちらで購入して使用するという形になります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（大原 昇君） 8番岡本美代子さん。

○8番（岡本美代子君） それでは、例えばいろんな団体が老人会というか、シルバ

一会とか、高齢者の団体をつくっていますよね。

そういうところが、例えばそこからお借りする、そして、使えるということになるのでしょうか。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） その辺につきましては、自治会連合会の中でまだ詳細を詰めてはいませんけれども、有効に活用していきたいという思いはあると思いますので、今後使用状況含めて調査しながら、有効に活用していくように自治会連合会でも話していくと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） 今の岡本議員と同じ場所の自治会連合会の補助金、委員会でも若干聞きました。

たまたま私も3月議会でフレイルの関係を質問して、当時民生部からの回答だったので、今回自治会連合会がやることはいいのかなと思うのですが、中身が健康予防、運動予防も入ってきて、当然自治会連合会だけでできるものだと思う。

この場合、当然総務部、プラス民生部、教育、スポーツ関係もこれらの支援に入っている、フレイル全体の関係の作業に位置づけるものなのかどうか。

その辺、今後の町の方針に絡むかどうか確認したいです。

○議長（大原 昇君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（中尾 亘君） 御答弁いたします。

ただいまのフレイル介護予防、自治会連合会と町の事業との関係でございますが、当然町でしゃきっとプラザを中心に、現在コロナで縮小はしておりますが、しゃきっと教室だとか、マシンを使った介護予防事業というのを少しずつやっている状況でございます。

今回、自治会が主導となって、補助金を

活用しながらフレイル予防、介護予防ということで、美幌町は町が中心、自治会が中心という二面性の中でこの事業を推進していけると。

当然、福祉部といますか、保健福祉課としても、保健師、栄養士、場合によっては3階にいる健康運動士と連携しながら、美幌町全体の予防に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） 12番松浦和浩さん。

○12番（松浦和浩君） この間も若干聞いたのですけれど、今後自治会連合会の4地区の中で取り扱うという方向で進んでいるというが、実際に今、わかっている段階で、各自治会、要するに美幌町にある単体の自治会と自治会連合会と協議だとか、取扱いについてどのぐらいまで日程的に進んでいるのか、わかればちょっと教えてください。

○議長（大原 昇君） 町民活動課長。

○町民活動課長（佐久間大樹君） この取組については、まだ自治会連合会の中で、検討の組織を立ち上げておりません。

もうすぐ立ち上がって具体的に検討していくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

5番木村利昭さん。

○5番（木村利昭君） 1点だけ伺います。

62ページ、教育費の部分で、小学校スクールバスの修繕料のところです。

壊れたスクールバスの年式と使用年数、どれぐらいだったのか教えてください。

○議長（大原 昇君） 教育部長。

○教育部長（遠藤 明君） 御答弁申し上げます。

壊れましたスクールバスは、平成26年車製です。

距離数にしまして、走行距離では25万7,630キロ走行してございました。

以上です。

○議長（大原 昇君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） これで質疑を終わります。

これから、議案第42号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第2号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は、15時45分といたします。

午後3時22分 休憩

---

午後3時45分 再開

○議長（大原 昇君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議会運営委員長報告

○議長（大原 昇君） 先ほど、議会運営委員会を開きましたので、委員長からその結果について報告を求めます。

13番馬場博美さん。

○13番（馬場博美君）〔登壇〕先ほど、議会運営委員会を開催しましたので、その内容と結果について報告いたします。

町長から追加議案として、議案第43号令和4年度一般会計補正予算（第3号）についてが提出されましたので、本日、第3日目の意見書案第2号中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書についての前に追加し、審議することに決定いたしました。

議員各位及び行政職員の御理解と御協力

をお願い申し上げて、議会運営委員会委員長としての報告といたします。

---

#### ◎日程追加の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

ただいま、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり、この後、日程第19意見書案第2号中華人民共和国による人権問題に対する調査及び抗議を求める意見書についての前に、議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議事日程に追加し、追加日程第1としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを追加日程第1とし、議題とすることに決定しました。

---

#### ◎追加提出案件の概要説明

○議長（大原 昇君） 町長から提出されました追加議案について、概要説明をしたいとの申出がありますので、発言を許します。

町長。

○町長（平野浩司君）〔登壇〕 本定例会に追加して御提案いたします議案について、御説明を申し上げます。

議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）については、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として、80万円の増額を行おうとするものであります。

なお、細部につきましては、担当部長より御説明を申し上げますので、御審議の上、原案に御協賛を賜りますようお願い申し上げます。追加する議案の概要説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

---

#### ◎会議時間延長の議決

○議長（大原 昇君） お諮りします。

もはや4時近くになりましたが、あらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

---

#### ◎会議時間延長の宣告

○議長（大原 昇君） したがって、あらかじめ会議時間の延長をすることに決定しました。

---

#### ◎追加日程第1 議案第43号

○議長（大原 昇君） 追加日程第1 議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

直ちに提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（小室保男君） 追加議案書の3ページになります。

議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

令和4年度美幌町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117億8,691万8,000円とする。

第2項につきましては事項別明細書により御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、12、13ページをお開き願います。

3、歳出になります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、6、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費の増、交付金、子育て世帯生活支援特別給付金80万円につきまし

ては、北海道が地方創生臨時交付金を活用して、国の給付金に上乗せする形で給付金を支給する間接補助になります。

コロナ禍の影響が長期化する中、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対しまして、国は子育て世帯生活支援特別給付金として児童1人当たり5万円を支給いたしますが、その際に、北海道が1万円を上乗せすることで、合わせて6万円を支給しようとするものでございます。

現在開会中の北海道議会に補正予算が提出され、今月14日に可決されたことから、実施主体となる美幌町におきまして、支給対象者に6月下旬をめどに一括支給できるように、児童80名分の給付金80万円を予算措置いたします。

事業の概要につきましては、本年5月19日付で専決処分し、本日、御承認をいただきました承認第12号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、歳入について御説明しますので、10ページ、11ページにお戻りを願います。

2、歳入になります。

17款道支出金、2項道補助金、2目の民生費道補助金、2節児童福祉費補助金80万円は、子育て世帯生活支援特別給付金として北海道が1万円を上乗せ支給するための補助金で、80名分が交付されるものであります。

以上、議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）につきまして御説明を申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（大原 昇君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、議案第43号令和4年度美幌町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 昇君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程第19 意見書案第2号

○議長（大原 昇君） 日程第19 意見書案第2号中華人民共和国による人権問題に対する調査及び抗議を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することいたします。

---

#### ◎日程第20 意見書案第3号

○議長（大原 昇君） 日程第20 意見

書案第3号補聴器購入補助等の改善をはじめ、難聴（児）者への支援拡充を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第21 意見書案第4号

○議長（大原 昇君） 日程第21 意見書案第4号女子トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第22 意見書案第5号

○議長（大原 昇君） 日程第22 意見書案第5号森林・林業・木材産業によるグリーン成長に向けた施策の充実強化を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めま

す。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第23 意見書案第6号

○議長（大原 昇君） 日程第23 意見書案第6号適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第24 意見書案第7号

○議長（大原 昇君） 日程第24 意見書案第7号水田活用の直接支払交付金の見直しの中止を求める意見書についてを議題

とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第25 意見書案第8号

○議長（大原 昇君） 日程第25 意見書案第8号食料安全保障の強化を図る新たな国の予算確保と国民への理解醸成を図る意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第26 意見書案第9号

○議長（大原 昇君） 日程第26 意見書案第9号2022年度北海道最低賃金改正等に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり

可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第27 意見書案第10号

○議長（大原 昇君） 日程第27 意見書案第10号地方財政の充実・強化に関する意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第28 意見書案第11号

○議長（大原 昇君） 日程第28 意見書案第11号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと

と思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第29 意見書案第12号

○議長（大原 昇君） 日程第29 意見書案第12号消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書についてを議題とします。

本案は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 質疑なしと認めます。

これから、本意見書についてを採決しま

す。

お諮りします。

本意見書案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書は、議長において、別紙記載の提出先に提出することといたします。

---

#### ◎日程第30 報告第10号

○議長（大原 昇君） 日程第30 報告第10号令和3年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書について。

御手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第10号令和3年度美幌町一般会計予算繰越明許費繰越計算書については、これで終わります。

---

#### ◎日程第31 報告第11号

○議長（大原 昇君） 日程第31 報告第11号令和3年度美幌町一般会計予算事故繰越し繰越計算書について。

御手元に配付しているとおりに、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第11号令和3年度美幌町一般会計予算事故繰越し繰越計算書については、これで終わります。

---

#### ◎日程第32 報告第12号

○議長（大原 昇君） 日程第32 報告

第12号令和3年度美幌町水道事業会計予算繰越計算書について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、令和3年度美幌町水道事業会計予算繰越計算書については、これで終わります。

---

#### ◎日程第33 報告第13号

○議長（大原 昇君） 日程第33 報告第13号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第13号一般財団法人美幌みどりの村振興公社の経営状況報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第34 報告第14号

○議長（大原 昇君） 日程第34 報告第14号専決処分の報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第14号専決処分の報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第35 報告第15号

○議長（大原 昇君） 日程第35 報告第15号専決処分の報告について。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第15号専決処分の報告については、これで終わります。

---

#### ◎日程第36 報告第16号

○議長（大原 昇君） 日程第36 報告第16号例月出納検査報告について（2月～4月分）。

御手元に配付しているとおおり、報告書の提出がありましたので、お聞きすることがあれば許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） ないようでありますので、報告第16号例月出納検査報告について（2月～4月分）は、これで終わります。

---

#### ◎日程第37 閉会中の継続調査について

○議長（大原 昇君） 日程第37 閉会中の継続調査についてを議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定によって、御手元に配付した印刷物のおおり、申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のおおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大原 昇君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のおおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（大原 昇君） 以上で、本定例会に付議されました案件は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで、令和4年第5回美幌町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後4時06分 閉会

美幌町議会議長

署名議員

署名議員